

官報 号外 平成二十八年三月十七日

○第一百九十回 衆議院会議録 第十七号

平成二十八年三月十七日(木曜日)

議事日程 第九号

平成二十八年三月十七日

午後零時十分開議

第一 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 國會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の國の重要な施設等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会、本院提出)(參議院案(内閣提出))

第四 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 介護・障害福祉從事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)

第六 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 介護・障害福祉從事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)

第八 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 本日の会議に付した案件

日程第一 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

平成二十八年三月十七日 衆議院会議録第十七号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

午後零時十二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(大島理森君) 日程第一、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。国土交通委員長谷公一君。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

(谷公一君登壇)

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、踏切事故の防止及び交通の円滑化を図り、道路管理の一層の充実を図るため、所要の措

置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、国土交通大臣は、平成二十八年度以降の五ヵ年間において改良すべき踏切について、改良の方法を定めずに指定すること、第二に、鉄道事業者及び道路管理者は、地域の実情に応じた対策を検討する協議会を組織することができるること、第三に、交通に危険を及ぼす不法占用物件等を道路管理者が迅速に除去することができるること、第四に、道路管理者に協力して道路の維持等を

適正かつ確実に行うことができる法人等を道路協力団体として指定することができます。
本案は、去る三月八日本委員会に付託され、翌九日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、關稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財務金融委員長宮下一郎君。

關稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

〔宮下一郎君登壇〕

○宮下一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、税関における水際取り締まりの強化、貿易円滑化に係る税関手続の改善等のための規定の整備を図るものであります。

本案は、去る三月十五日当委員会に付託され、翌十六日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聽取した後、質疑に入り、質疑を終局いたしました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案

(第百八十九回国会 本院提出) (参議院付)

○議長(大島理森君) 日程第二、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長西村康稔君。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長西村康稔君。

本案は、前国会、本院において修正議決され、参議院において継続審査となつてしたもので、今国会におきまして、去る三月十一日、参議院において、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行うことを内容とする修正を行い、本院に送付され、同日本議院に付託されました。

昨十六日提案理由の説明の聴取を省略し、直ちに採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺博道君 登壇

○西村康稔君 登壇

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺博道君 登壇

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔別紙〕

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓調整池の水質改善及び有明海の漁業環境の再生に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「調整池の水質改善のために実施された対策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省においては、調整池の水質保全を図るため、平成十三年度から平成十九年度までの間に、国営諫早湾土地改良事業において、調整池の浅水域で生じる風による底泥の巻上げの抑制を図るために潜堤の設置等の工事を行つており、その費用は、当該事業に要した約二千五百三十億二千八百万円の内数である。加えて、同省においては、平成二十年度以降、国営干拓環境対策調査により、農地から調整池に流入する有機物、窒素及びリンの汚濁負荷の削減の検討、新たな水質浄化技術に関する検討並びに水質保全対策の検証及び評価を行つております。その年度別の予算額は、平成二十年度から平成二十七年度までの各年度において、それぞれ約一億四千八百万円である。

一般的に水域の水質の変化には気象条件等の複合的な要因があるため、これらの措置による効果を特定してお答えすることは困難であるが、これらの措置により、有明海の海域環境の保全及び改善等が図られていると認識しております。しかし、政府が調査した三か年に限つて判断しても、相談件数が対前年比約三十%増という右肩上がりの増加となつてることや、食い違ひの割合が約四十%という高い割合で推移していること、しかも相談の内訳が賃金や就業時間という、いわゆる就労に当たつての基本的な条件であり、深刻な影響を労働者に与える条件であることなどを考慮すると、政府が答弁したように、迅速な対応を行つているとか、対応を強化しているとか、本職の指摘は当たらないとの説明は受け入れられないものである。

ささらに、求職者からは食い違ひの改善を求める訴えやハローワーク窓口での対応のまざさに対する非難の声が相次いでいる状況がある。そこで再度お尋ねする。

二月八日付け質問主意書第一一八号で質問を行つたところ、政府は「調査の意味するところが、行つたところ、政府は「調査の意味するところが必ずしも明らかではない」との木で鼻を括つたような答弁を行つた。

また、「求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する再質問主意書」提出者 仲里 利信

ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する再質問主意書

ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する質問と、二月八日付け質問主意書第一一八号で質問を行つたところ、政府は「調査の意味するところが、行つたところ、政府は「調査の意味するところが必ずしも明らかではない」との木で鼻を括つたような答弁を行つた。

また、「求人票の労働条件が実際の労働条件と異なるとの相談があつた場合は、従来から、求職者への迅速な事実確認を実施している」と、また「安定所において職業紹介の保留や是正指導を行つた」との木で鼻を括つたような答弁を行つた。

二 求職者が、ハローワークで掲示されていた求人票と実際の待遇に余りにも隔たりが大きいとしてハローワークに苦情を申し出たところ、ハ

環境等の調査、魚介類の増養殖技術の開発及び漁場環境改善の実証のための予算措置を講じてきている。このうち、海域環境等の調査の年度別の予算額は、平成十七年度において約三億四千万円、平成十八年度から平成二十年度までの各年度においてそれぞれ約三億三千万円、平成二十一年度において約六億三千万円、平成二十

二年度から平成二十六年度までの各年度におい

てそれぞれ約六億二千八百万円、平成二十七年

度において約九億二千八百万円であり、魚介類の増養殖技術の開発の年度別の予算額は、平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度に

おいてそれぞれ約四億円、平成二十七年度におい

て約四億三千万円であり、漁場環境改善の実

証の年度別の予算額は、平成十七年度及び平成

十八年度の各年度においてそれぞれ約六億円、

平成十九年度及び平成二十年度の各年度におい

てそれぞれ約五億八千三百万円、平成二十一年

度において約五億二千三百万円、平成二十二年

度において約五億七千万円、平成二十三年度におい

て約四億五千七百万円、平成二十四年度におい

て約四億五千七百万円、平成二十五年度及び

平成二十六年度の各年度においてそれぞれ約四

億三千四百万円、平成二十七年度において約四

億四千四百万円である。

また、同省の「海面漁業・養殖業生産統計」によれば、有明海における漁獲量については、平成二十五年において、魚類が約二千八百トン、貝類が約五千三百トン、その他の水産動物類が約一万六百トン、海藻類が約千トンとなつて

おり、養殖収穫量については、平成二十五年に

おいて、魚類が約七百トン、かき類が約四百ト

ン、海藻類が約十六万六千二百トンとなつてい

る。

監督署への相談を示されるなど、いわゆる行政機関へのたらい回しがあったりして、結局、縦割り行政の壁に阻まれて、行政による適切な救済策を受けることができず、泣き寝入りをせざるを得なかつた事案について、本職に対して求職者から苦情や相談が相次いで寄せられている。政府はこのような実態や訴えが相次いでいることを承知しているか。

三 政府が求人票の労働条件が実際と違うことによるトラブルが依然として多いとの認識を持ち、改善策として「労働条件の明示・書面交付」の促進と「同取り組みの強化月間の制定」を行っていることは承知している。しかし、まだまだ抜本的な改善には至っていないものと思われる。その理由の一つとして、ハローワーク窓口での相談体制や対応の仕方に起因するところがあると思われるが、政府の認識はどうか。

四 質問三に関連して、ハローワーク窓口での相談体制や対応の仕方に問題があるか否かを確認するため、障害年金の支給申請書に係るトラブルを確認するため日本年金機構が社会保険労務士に依頼して実施した「覆面調査」と同様な覆面調査を行うことを提案する。調査実施に対する政府の考え方を取り組みに当たつての決意を伺う。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一七三号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十八年三月十五日

内閣衆質一九〇第一七三号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十八年三月十五日

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十六年度における求職者等から求人票で示された労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する再質問に対する答弁書

四について

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案及び同報告書

安定所においては、三についてでお答えしたとおり、求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なる事案への対応に取り組んでいるところであり、厚生労働省としては御指摘のような「覆面調査」の実施は考えていないが、引き続き、安定所に対し、求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なる事案への対応の徹底を指示するとともに、必要な対策について検討してまいりたい。

二について

厚生労働省としては、「このような実態や訴えが相次いでいることについては承知していないが、安定所においては、求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なるとの相談を受けた場合は、迅速な事実確認を実施し、相談のうち、実際の労働条件に労働関係法令違反が疑われる場合には、職業紹介の保留や是正指導を行うとともに、必要に応じ、労働基準監督署等と連携して対応しているところである。

右

国会に提出する。

平成二十八年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

(踏切道改良促進法の一部改正)

第一条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「立体交差化、構造の改良(踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。以下同じ。)、歩行者等立体横断施設(横断歩道橋その他の歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な施設であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備又は保安設備の整備」を「踏切道改良基準(安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。)に適合する改良の方法」に、「ものについて、その改良の方法を定めて、」を「ものを」に改め、同条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備又は保安設備の整備」を「踏切道改良基準に適合する改良の方法」に改め、「その改良の方法を示して」を削り、同条第三項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備(以下「立体交差化等」という。)に係るものにあつては」及び「保安設備の整備に係るものにあつては」を「国土交通省令で定めるところにより、」に改め、「保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し」を削る。

第三条の見出しを「(地方踏切道改良計画)」に改め、同条第一項中「であつて立体交差化等に係るもの」を削り、「ついての指定」を「係るもの」に、「当該踏切道について立体交差化計画(以下「立体交差化計画」という。)」を「当該構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画(以下「立体交差化計画等」という。)」を「当該指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「地方踏切道改良計画」という。)」に改め、同条第十一条を削り、同条第十項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第九項までを削り、同条第五項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「及び道路管理者」の下に「(第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改

良協議会)」を加え、同項を同条第九項とし、同

作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 國土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鐵道の整備及び安全の確保並びに鐵道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、國踏切道改良計画の変更について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

第六条 地方踏切道改良計画を作成しようとする鐵道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会(以下この

条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方踏切道改良計画を作成しようとする鐵道事業者及び道路管理者

二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事

三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長 又は北海道開発局長

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鐵道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 関係市町村長
二 道路協力団体

三 その他当該鐵道事業者及び道路管理者が必要と認める者
四 協議会において協議が調つた事項について

は、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 利便施設協定(第四十八条の二)」を「第七節 利便施設協定(第四十八条の二十一)」に改める。

十七—第四十八条の十九」を「第七節 利便施設協定(第四十八条の二十一)」に改め、「第八節 道路協定(第四十八条の二十二)」を「第四十八条の二十九」に改める。

力団体(第四十八条の二十一)」を「第四十八条の二十九」に改め、「第七節 利便施設協定(第四十八条の二十一)」を「第八節 道路協定(第四十八条の二十二)」に改め、「第八節 道路協定(第四十八条の二十三)」を「第七節 利便施設協定(第四十八条の二十一)」に改める。

五)」に改める。

第四十四条の二の見出しを「(違法放置等物件に対する措置)」に改め、同条第一項中「積載物」

の下に「道路に設置された看板」を加え、「放置された物件」を「放置され、又は設置された物

件」に、「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第七項

中「違法放置物件の除去」を「違法放置等物件」に改め、同条第七項

中「違法放置物件」を「當該違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」に改め、同条第八項中

「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第四十七条の七に次の二項を加える。

2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路

のあるに、「當該違法放置物件の占有者、所有者その他當該違法放置物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。)の氏名及び住所を知ることがで

きないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずる」と認めたときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他當該違法放置物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置物件を」を「違法放置等物

件を」に改め、同項に各号を加える。
二 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他當該違法放置等物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置等物

件の占有者等」という。)に対し第七十一条

を命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないことを命ぜられた者が当該措置をとらないこと

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいなために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ぜること

できないとき。

第三章に次の二節を加える。

第八節 道路協力団体

第四十八条の二十 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができる

と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上

十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

第四十八条の二十一 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができる

と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

4 道路管理者は、前項の規定による指定をされたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4 道路管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(道路協力団体の業務)

第四十八条の二十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する

(号外)

道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工

事又は道路の維持を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑

な道路の交通の確保又は道路の通行者若し

くは利用者の利便の増進に資する工作物、

物件又は施設であつて国土交通省令で定め

るものとの设置又は管理を行うこと。

三 道路の管理に関する情報又は資料を収集

し、及び提供すること。

四 道路の管理に関する調査研究を行うこ

と。

五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発

を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行

うこと。
(監督等)

第四十八条の二十二 道路管理者は、前条各号

に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保す

るため必要があると認めるときは、道路協力

団体に対し、その業務に関し報告をさせること

ができる。

2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に

掲げる業務を適正かつ確実に実施していない

と認めるときは、道路協力団体に対し、その

業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべき

ことを命ずることができる。

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定

による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十八条の二十三 國土交通大臣又は道路管

理者は、道路協力団体に対し、その業務の実

施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の二十四 道路協力団体が第四十八

条の二十一各号に掲げる業務として行う国土

交通省令で定める行為についての第二十四条

本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規

定の適用については、道路協力団体と道路管

理者との協議が成立することをもつて、これ

らの規定による承認又は許可があつたものと

みなす。

第八条第二項中「又は第三十五号」を「第三

十三号又は第三十六号」に、「又は第五十号」を

「第十五号又は第三十三号」に改め、同条第三

項中「若しくは第三十一号」を「第三十一号若

しくは第三十三号」に、「第一項第三十五号」を

「第一項第三十六号」に改め、同項ただし書中

「まで」の下に「又は第三十三号」を加え、同条第

四項及び第五項中「第三十六号」を「第三十七号」

に改め、同条第九項中「第三十三号」を「第三十

四号」に改める。

第九条第一項第十号及び第九項中「違法放置

物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十七条第一項第十九号中「違法放置物件」を

「違法放置等物件」に改め、同項中第三十四号

に規定する同意をした同法第五条第一項

六項に規定する同意をした同法第五条第一項

場合を含む。)において準用する同法第四条第

一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法

改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)

に規定する地方踏切道改良計画等」という。)

二十九 道路法第四十八条の二十四の規定に

されたときは、当該同意地方踏切道改良計画等

に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施す

る踏切道(同法第二条に規定する踏切道をい

う。)の改良に協力するものとする。

第九十条第二項中「(昭和二十三年法律第七十

三号)」を削る。

第九十四条第四項中「(明治二十九年法律第八

八号)」を削る。

十九号」を削る。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のよう改正する。

第八条第一項第二十三号中「違法放置物件」を

「違法放置等物件」に改め、同項中第三十七号を

「違法放置等物件」に改め、同項中第三十六号ま

でを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の

一号を加える。

三十三 道路法第四十八条の二十四の規定に

より協議すること。

三十四 道路法第四十八条の二十三の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

三十五 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り情報の提供又は指導若しくは助言をするこ

と。

三十六 道路法第四十八条の二十三の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

三十七 道路法第四十八条の二十三の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

三十八 道路法第四十八条の二十三の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

三十九 道路法第四十八条の二十三の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

四十 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り道路協力団体を指定すること。

四十一 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り道路協力団体を指定すること。

四十二 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り報告をさせ、同条第二項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

四十三 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り情報の提供又は指導若しくは助言をするこ

と。

四十四 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

四十五 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

四十六 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

四十七 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

四十八 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

四十九 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

五十 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

五十一 道路法第四十八条の二十二第一項の規定によ

り必要な措置を講ずべきことを命じ、及び

同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

第九十四条第四項の改正規定並びに第三条中道路整備特別措置法第八条第一項第二十三号、第九条第一項第十号及び第九項、第十七条第一項十九号並びに第三十五条(見出しを含む。)の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の踏切道改良促進法第四条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により提出された立体交差化計画等、同条第六項の規定により作成された立体交差化計画等(当該立体交差化計画等の変更があったときは、その変更後のもの)及び同条第十二項の規定により提出された保安設備整備計画については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路法及び第三条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第七百九十五号)の項中「第四条第十項(同条第十一項)」を「第四条第十一項(同条第十三項)」に改める。

(鉄道事業法の一部改正)

第六条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「第六条第一項から第三項まで」を「第八条第一項及び第二項」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改める。

理由

踏切道における交通事故の防止及び交通の円滑化を図るとともに、道路管理をより適切なものとするため、引き続き平成二十八年度以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずることとともに、鉄道事業者及び道路管理者が組織することができることをとどけるほか、道路協力団体制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(一) 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、踏切道における交通事故の防止及び

交通の円滑化を図るため、平成二十八年度以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進する

ための措置を講ずるとともに、鉄道事業者及び道路管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができることとするほか、道路管理をより適切なものとするため、道路協力団体制度の創設等の措置を講ずるため、道路協力団体制度の創設等の措置

設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 踏切道改良促進法の一部改正

(一) 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二十八年度以降の五箇年間において改良することが必要と認められるものについて、改良の方法を定めずに指定すること。

(二) 指定された踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く)は、地方踏切道改良協議会を作成し、国土交通大臣に提出することができることとし、四の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、その意見を聽かなければならぬこと。また、国土交通大臣が道路管理者である踏切道については、国土交通大臣が国踏切道改良計画を作成すること。

(三) 道路管理者は、自らに協力して道路に関する工事又は道路の維持等の業務を適正かつ確実に行うと認められる法人等を、道路協力団体として指定することができること。

(四) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(五) 道路整備特別措置法の一部改正

(一) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機関又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、2の(3)の協議を行うこと。

(二) 道路整備特別措置法の一部改正

(三) 道路整備特別措置法の一部改正

(四) 道路整備特別措置法の一部改正

(五) 道路整備特別措置法の一部改正

(六) 道路整備特別措置法の一部改正

(七) 道路整備特別措置法の一部改正

(八) 道路整備特別措置法の一部改正

(九) 道路整備特別措置法の一部改正

(十) 道路整備特別措置法の一部改正

(十一) 道路整備特別措置法の一部改正

(十二) 道路整備特別措置法の一部改正

(十三) 道路整備特別措置法の一部改正

(十四) 道路整備特別措置法の一部改正

(十五) 道路整備特別措置法の一部改正

(十六) 道路整備特別措置法の一部改正

(十七) 道路整備特別措置法の一部改正

(十八) 道路整備特別措置法の一部改正

(十九) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十一) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十二) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十三) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十四) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十五) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十六) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十七) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十八) 道路整備特別措置法の一部改正

(二十九) 道路整備特別措置法の一部改正

(三十) 道路整備特別措置法の一部改正

(三十一) 道路整備特別措置法の一部改正

(三十二) 道路整備特別措置法の一部改正

2 道路法の一部改正

(一) 道路管理者は、道路に設置されている物件が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがある場合であつて、物件の占有者等が除去等の命令に従わないとき若しくは現場にいないときについても、自ら除去することができるること。

(二) 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地の上空等に交通確保施設を所有しようとする者等に対し、当該施設の所有を目的とする区分地上権を設定することができること。

(三) 道路管理者は、自らに協力して道路に関する工事又は道路の維持等の業務を適正かつ確実に行うと認められる法人等を、道路協力団体として指定することができること。

(四) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(五) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(六) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(七) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(八) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(九) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十一) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十二) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十三) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十四) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十五) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十六) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十七) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十八) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(十九) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十一) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十二) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十三) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十四) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十五) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十六) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十七) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十八) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(二十九) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(三十) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(三十一) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(三十二) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(三十三) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(三十四) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(三十五) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

(三十六) 道路管理者は、自らに協力して道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもつて、許可等があつたとみなすこと。

者が地方踏切道改良協議会を組織することがで
きることとするほか、道路管理をより適切なも
のとするため、道路協力団体制度の創設等の措
置を講じようとする本案は妥当なものと認め、
可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

目線で、道路管理者と鉄道事業者が協力し、完成までの当面の対策として、カラー舗装等による歩道道分離や軌道の平滑化等の種々の安全対策を総動員できるよう指導すること。

一 高齢者の踏切事故が未だに多いことから、高齢者の特性に十分配慮した対策を検討すること。

備考
1 第〇三・〇六項から第〇三・〇八項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを持たない。

別表第〇三〇一・九三号中「キユブリヌス・カルビオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及び」を「カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レブトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属」に、「又はキルリヌス属」を「キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属」に改める。

五	鉄道事業者が踏切保安設備の整備の一層の促進を図るため、政府は適切な支援措置を講ずること。
五	跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となつてることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。
右	関税率法等の一部を改正する法律案
国会に提出する。	内閣総理大臣 安倍 貢
平成二十八年二月九日	
○三〇一・一	○三〇一・一
○三〇一・一三	○三〇一・一三
○三〇一・一四	○三〇一・一四
○三〇一・一九	○三〇一・一九
○三〇一・二一	○三〇一・二一
○三〇一・二二	○三〇一・二二
○三〇一・二三	○三〇一・二三
○三〇一・二四	○三〇一・二四
○三〇一・二九	○三〇一・二九
五 %	五 %
五 %	五 %
五 %	五 %
五 %	五 %
五 %	五 %
五 %	五 %
五 %	五 %
五 %	五 %
魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く) ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルギ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	さけ科のもの(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九二号までの食用の魚のくず肉を除く)
ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く)	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピズ)
プレイス(フレウロネクテス・プラテスサ) ソール(フレア属のもの)	ターポット(ブセタ・マクシマ)
その他もの	その他もの
別表第三類に備考として次のように加える。	別表第二十九一七・三七号中「六・四%」を「無税」に改める。
第二条 関税率法の一部を次のように改正す	第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
(別表第二十九一七・三七号中「中学校〔を「義務教育学校の前期課程を含む。〕中学校	(別表第二十九一七・三七号中「中学校〔を「義務教育学校の後期課程及び〕に改める。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

国土交通省が平成十九年に緊急対策踏切を千九百六十箇所公表しているが、現在までに指定されているのは約六百箇所であることから、この指定を速やかに行うとともに、踏切道の改良が円滑に進むよう道路管理者と鉄道事業者の協議を促すなど一層の措置を講ずること。

一 立体交差事業の推進が根本解決ではあるものの、完成までに長期の工期を要することから、早期に踏切事故を防止するために、地域住民の

平成二十八年三月十七日 衆議院会議録第十七号

官報(号外)

○二〇一・三一	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌスカツオヌス)・ペラミズ(第〇三〇一・九一号から第〇三二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)
○二〇一・三二	びんながまぐろ(トウヌス・アラルンガ)
○二〇一・三三	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカラス)
○二〇一・三四	かつお めばちまぐろ(トウヌス・オベス)
○二〇一・三五	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)
○二〇一・三六	みなみまぐろ(トウヌス・マツコイ)
○二〇一・三九	その他のもの
○二〇一・三九	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ ン、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわ し(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカ ルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属 のもの)、さば(スコムブルス、スコムベル、スコムベ ル・スクムブルス、スコムベル・ヤボニクス、ぐ るくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベ ルモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎ んがめあじ(カラシクス属のもの)、すぎ(ラキュケント ロン・カナドウム)、まながつお(パムプス属のもの) さんま(コロラビス・サイラ)、むるあじ(テカブテルス 属のもの)、からふとしやも(マルロトゥス・ヴィルロ ス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、す ま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属 のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三〇一・九 号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除 く。)
○二〇一・四一	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラ スイ)
○二〇一・四二	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)
○二〇一・四三	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネ ルラ属のもの)
一 サルディノプス属のもの	
二 その他のもの	
さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ア ウ	

○二〇一・四五	ストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス
○二〇一・四六	まあじ(トラクルス属のもの)
○二〇一・四七	すき(ラキュケントロン・カナドウム)
○二〇一・四九	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)
○二〇一・五一	その他のもの
○二〇一・五二	さんま(コロラビス・サイラ)及びむろあじ(テ カブテルス属のもの)
○二〇一・五三	さふうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、か だら科のもの(第〇三〇一・九一号から第〇三〇二・九 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
○二〇一・五六	さふうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、か だら科のもの(第〇三〇一・九一号から第〇三〇二・九 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
○二〇一・五六	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガ ドウス・マクロケファルス)
○二〇一・五四	ハドック(メラノグラムス・アイグレフィヌス)
○二〇一・五九	コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)
○二〇一・五六	ベイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)
○二〇一・五六	一 メルルシウス属のもの
○二〇一・五九	二 ウロフュキス属のもの
○二〇一・五九	すけそうだら(テラグラ・カルコグラニマ)
○二〇一・五六	ブルーホワイティング(ミクロメシスティウス・ボウ タソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス)
○二〇一・五九	その他のもの
○二〇一・五九	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)
○二〇一・五九	二 その他のもの
○二〇一・五九	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガ シウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス 属のもの)、こい(ケテノフアリユンゴドン・イデルル ス、ミユロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カト ラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホ イヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフ タルミクテユス属、キリヌス属、ラベオ属又はメガロ ブラマ属のもの)、うなぎ(アンギイルラ属のもの)、ナ イルバーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カン ナ属のもの)(第〇三〇一・九一号から第〇三〇一・九 九号までの食用の魚のくず肉を除く。)
○二〇一・七一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)

五%	一〇%						
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

官 報 (号 外)

○三〇一・七二	なまず(パンガシウス属、シリルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	五%
○三〇一・七三	アリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェ及びキュプリヌス属、カラシウス属ヒュポフタルミクテユス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)	五%
○三〇一・七四	その他のもの うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%
○三〇一・七九	その他のもの 号までの食用の魚のくず肉を除く。)	五%
○三〇一・八一	その他の魚(第〇三〇一・九一号から第〇三〇一・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	五%
○三〇一・八二	さめ えい(がんぎえい科のもの)	五%
○三〇一・八三	めろ(ティソスティクス属のもの)	五%
○三〇一・八四	シーバス(ティケントラルクス属のもの)	五%
○三〇一・八五	たい(たい科のもの)	五%
○三〇一・八九	その他のもの	五%
○三〇一・九一	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの) 二 パラクータ(かます科又はくるたちかます科のもの)及びキングクリップ(ゲニユープテルス属のもの)	五%
○三〇一・九二	三 その他 魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他 の食用の魚のくず肉	五%
○三〇一・九九	一 肝臓 二 その他 ふかひれ その他のもの	五%
○三〇一・一〇	一 その他 にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵、卵及びしらこ	五%
○三〇一・一三	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
○三〇一・一四	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルギ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガスティル)	五%
○三〇一・一九	その他 ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シリルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミニロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェ、イヴエニ及びキュプリヌス属、カラシウス属ヒュポタルミクテユス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カジナ属のもの)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	五%
○三〇一・一二	さけ科のもの(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	五%
○三〇一・一一	べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)	五%
○三〇一・一〇	その他の太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	五%
○三〇一・一	魚冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚の フレその他の魚肉を除く。)	五%
○三〇一・〇三	(二) その他のもの	五%
○三〇一・〇三	魚冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚の フレその他の魚肉を除く。)	五%
○三〇一・〇三	サルディノブス属又はエングラウリス属のもの、 ムベル属のもの、いわし(エトルメウス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	五%

四 · 二二〇

なまづ(パンガシウス属、
又はイクタルルス属のもの)

五 ·

○三〇三・二六
うなぎ(アングイルラ属のもの)
こい(クテノノファリュンゴドン・イデルルス、ミユロ
ファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オス
テオキルス・ハセルティ レプトバルブス・ホイヴェ
ニ及びキユプリヌス属、カラシウス属 ヒュボフタル
ミクテユス属、キルリヌス属 ラベオ属又はメガロブ
ラマ属のもの)

うなぎ(アングイルラ属のもの)、
その他のもの

その他のもの

卷之三

ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしの
した科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけ
ひらめ科のもの。第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・
九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

ハリバツト(一)

ス
ヒ
ボ
グ
ロ

ステノレピス
プレイス(デレウロネクテス・プラテスサ)
ノーレ(ノーナ属のもの)

ノルマの歴史

外
卷之二

その他のもの

九月

よくる(トウヌス属のもの)及びカツオ(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

びんながまぐろ(トウヌス・アラルンガ)
きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)

かつお

めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)

くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及

エンタリス

みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)

その他のもの

にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイ
ン)、かたぐちいわし(エングラウリス属のもの、いわ
レ(スプラトウス・スプラトウス、サルディーナ・ピルカ
ルドウス及びサルディーノapus属はサルディニエルラ属の

もの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・
アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、ぐ
るくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベ
ルモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎ
んがめあじ(カラシクス属のもの)、すぎ(ラキュケント
ロン・カナドウム)、まながつお(パムブス属のもの)、
さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(テカブテルス
属のもの)、からふとししゃも(マルロトウス・ヴィルロ
ス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、す
ま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属の
もの)及びかじき(まかじき科のもの)第〇三〇三・九一
号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。
○三〇三・五一
○三〇三・五三
○三〇三・五四
○三〇三・五五
○三〇三・五六
○三〇三・五七
○三〇三・五九

二 その他のもの

一 さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウ
ストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)
まあじ(トラクルス属のもの)
すぎ(ラキュケントロン・カナドウム)
めかじき(クスイフィアス・グラディウス)
その他のもの

一 かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、さ
んま(コロラビス・サイラ)及びむろあじ(テカ
ブテルス属のもの)

二 その他のもの

さいうお科、あしながら科、たら科、そくだら科、か
わりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎ
だら科のもの(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九
九号までの食用の魚のくず肉を除く)、
コツド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガウ及びガ
ドウス・マクロケファラス)

— ○ % — ○ % — ○ % — ○ % — ○ %

官報(号外)

○三〇三・九一	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他 の食用の魚のくず肉 肝臓、卵及びしらこ	一〇%	六%	一〇%	五%								
○三〇三・九二	三 その他のもの ふかひれ	一〇%	五%										
○三〇三・六一	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの) 二 その他のもの さめ	一〇%	五%										
○三〇三・六二	えい(がんぎえい科のもの)	一〇%	五%										
○三〇三・六三	めろ(ティソステイクス属のもの)	一〇%	五%										
○三〇三・六四	シーバス(ティケントラルクス属のもの)	一〇%	五%										
○三〇三・六五	その他のもの ハドック(メラノグラムス・アイグレフィタス) コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	一〇%	五%										
○三〇三・六六	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの) 一 メルルシウス属のもの	一〇%	五%										
○三〇三・六七	すけそうちだら(テラグラ・カルコグラムマ) 二 ウロフュキス属のもの	一〇%	五%										
○三〇三・六八	ブルーホワイティング(ミクロメシスティウス・ポウ タソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス)	一〇%	五%										
○三〇三・六九	その他のもの ハドック(メラノグラムス・アイグレフィタス) コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	一〇%	五%										

○三〇四・四六	魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(パンガシ 属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、 (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファ ンゴドン・イデルルス、ミュロファリヨングドン・ビケウス及びヒュ タルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンガイルラ属 のもの)、ナイルバーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属 のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。))	一〇%	五%										
○三〇四・四七	めろ(ティソステイクス属のもの)	一〇%	五%										
○三〇四・四八	えい(がんぎえい科のもの)	一〇%	五%										

無税

官 報 (号 外)

○三〇五・五四

にしん(ケルペア・ハレングス及びクルペア・パラ
スイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のも
の)、いわし(スプラトウズ・スプラトウズ、サルディ
ナ・ピルカルドウズ及びサルディノプス属又はサル
ディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブル
ス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベ
ル・ヤボニクス、ぐるくま(ラストレルリゲル属の
もの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(ト
ラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カラシクス属のも
の)、すぎ(ラキュケントロン・カナドウム、まなが
つお(バムブス属のもの)、さんま(コロラビス・サイ
ラ)、むろあじ(テカブチス属のもの)、からふとし
しやも(マルコトウス・ヴィルロス)、めかじき(ク
スイフィアス・グラデイウス)、すま(エウティヌス・
アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき
(まかじき科のもの)

別表第〇三〇五・五九号中 二 その他のもの

二 その他のもの
(一) にしん(ケルペア属のもの)、ぶり
(セリオーラ属のもの)、さば(スコ
ムベル属のもの)及びうるめいわし
(エトルメウス属のもの)

一〇・五%

に改め、同表第〇三〇五・六四

一五% を

別表第〇三・〇六項
○三・〇六

甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍
し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものと
し、殻を除いてあるかないかを問わない)並びに甲殻類の粉、ミール及
びペレット(食用に適するものに限る)

冷凍したもの

いせえびその他のいせえび科のえび(バリヌルス属、
パヌリルス属又はヤスス属のもの)
ロブスター(ホマールス属のもの)
かに
ノルウェーロブスター(ネフロpus・ノルヴェギクス)
コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォー
タープローン(クランゴン・クランゴン及びパンダル
ス属のもの)
その他のシユリンプ及びプローン
その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用
に適するものに限る)を含む)

一〇% 四% 四% 四% 四% 六% 六% 六% 二二% 二二% 二二% 二二% 無税

○三〇五・五九

(三) 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの
A さけ科のもの
B その他のもの
一 内臓
二 その他のもの
(一) くん製したもの
(二) 乾燥したもの
A さけ科のもの
B その他のもの
(三) 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの
A さけ科のもの
B その他のもの

一 内臓
二 その他のもの
(一) くん製したもの
(二) 乾燥したもの
A さけ科のもの
B その他のもの
(三) 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの
A さけ科のもの
B その他のもの

○三〇五・七二 魚の頭、尾及び浮袋
一 浮袋
二 その他のもの
(一) くん製したもの
(二) 乾燥したもの
A さけ科のもの
B その他のもの

一五% 一五% 無税

号中「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及びヒュボフタルミクテュス
属又はキルリヌス属を「カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レブトバルブス・ホイ
ヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属
又はメガロプラマ属に改め、同表第〇三〇五・七二号及び第〇三〇五・七九号を次のように改め
る。

○三〇六・一 一
○三〇六・一二
○三〇六・一四
○三〇六・一五
○三〇六・一六
○三〇六・一七
○三〇六・一九

いせえびその他のいせえび科のえび(バリヌルス属、
パヌリルス属又はヤスス属のもの)
ロブスター(ホマールス属のもの)
かに
ノルウェーロブスター(ネフロpus・ノルヴェギクス)
コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォー
タープローン(クランゴン・クランゴン及びパンダル
ス属のもの)
その他のシユリンプ及びプローン
その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用
に適するものに限る)を含む)

一〇% 四% 四% 四% 四% 六% 六% 六% 二二% 二二% 二二% 二二% 無税

官 報 (号 外)

○三〇六・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、 パヌリルス属又はヤスス属のもの)	四% 四% 四%
○三〇六・三二	かに ロブスター(ホマルス属のもの)	四% 四%
○三〇六・三三	かに ロブスター(ホマルス属のもの)	四% 四%
○三〇六・三四	ノルウェーロブスター(ネフロブス・ノルヴェギクス) コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーター プローン(クランゴン・クランゴン及びパンダル ス属のもの)	四% 四%
○三〇六・三五	その他のシユリング(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用 に適するものに限る。)を含む。)	四% 四%
○三〇六・三六	その他のシユリング(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用 に適するものに限る。)を含む。)	四% 四%
○三〇六・三九	その他のシユリング(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用 に適するものに限る。)を含む。)	四% 四%
○三〇六・九一	その他のもの いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、 パヌリルス属又はヤスス属のもの)	一〇% 四% 四%
○三〇六・九二	二、その他のもの ロブスター(ホマルス属のもの)	四・八% 六% 四・八%
○三〇六・九三	かに 一、くん製したもの 二、その他もの ノルウェーロブスター(ネフロブス・ノルヴェギクス)	九・六% 一五% 四・八%
○三〇六・九四	一、くん製したもの 二、その他もの ノルウェーロブスター(ネフロブス・ノルヴェギクス)	四・八% 六% 四・八%
○三〇六・九五	シユリング(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用 に適するものに限る。)を含む。) 一、くん製したもの 二、その他もの その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用 に適するものに限る。)を含む。) 一、くん製したもの 二、その他もの	九・六% 一五% 四・八%
○三〇六・九九	二、その他もの その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用 に適するものに限る。)を含む。) 一、くん製したもの 二、その他もの	九・六% 一五% 四・八%
○三〇七・一二	かき 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・一九	かき 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの その他のもの 一、くん製したもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・二一	スキャロップ(ペクテン属、クラミクス属又はプラコベ クテン属のもの。いたや貝を含む。)	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・一二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの その他のもの 一、くん製したもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・三一	い貝(ミユティルス属又はベルナ属のもの)	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・三二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・三九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの その他のもの 一、くん製したもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・四二	いか 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・四三	その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
○三〇七・四九	一、くん製したもの 二、その他もの	一五% 一五% 一五%

官 報 (号 外)

○二〇七・五一	たこ(オクトapus属のもの)	一〇%
○二〇七・五二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
○二〇七・五九	冷凍したもの	一〇%
○二〇七・六〇	その他のもの	一〇%
一　くん製したもの	かたつむりその他の巻貝(海螺のものを除く。)	七%
二　その他のもの	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	七%
○二〇七・六一	二　くん製したもの	一〇%
○二〇七・七一	三　その他のもの	一〇%
○二〇七・七一	クラム、コックル及びアーチシェル(ふねがない科、アイスランドがい科、さらがい科、ふじのはながない科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、またがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの)	九・六%
○二〇七・七一	一　貝柱	九・六%
○二〇七・七一	二　はまぐり	一〇%
○二〇七・七一	三　その他のもの	一〇%
○二〇七・七二	冷凍したもの	一〇%
○二〇七・七二	一　貝柱	九・六%
○二〇七・七二	二　はまぐり	一〇%
○二〇七・七二	三　その他のもの	一〇%
○二〇七・七九	一　くん製したもの	一〇%
○二〇七・七九	二　その他のもの	一〇%
○二〇七・九一	冷凍したもの	一〇%
○二〇七・九一	一　くん製したもの	一〇%
○二〇七・九一	二　その他のもの	一〇%
○二〇七・九二	冷凍したもの	一〇%
○二〇七・九二	一　くん製したもの	一〇%
○二〇七・九二	二　その他のもの	一〇%
○二〇八・一二	冷凍したもの	一〇%
○二〇八・一九	一　その他もの	一〇%
○二〇八・一九	二　その他もの	一〇%
○二〇八・一九	三　その他もの	一〇%
○二〇八・一九	一　くん製したもの	一〇%
○二〇八・一九	二　その他のもの	一〇%
○二〇八・二二	冷凍したもの	一〇%
○二〇八・二二	一　貝柱	一〇%
○二〇八・二二	二　はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)	一〇%
○二〇八・二二	三　その他のもの	一〇%
○二〇八・二二	一　くん製したもの	一〇%
○二〇八・二二	二　その他のもの	一〇%
○二〇八・二二	三　その他のもの	一〇%
○二〇八・二二	一　くん製したもの	一〇%
○二〇八・二二	二　その他のもの	一〇%
○二〇八・二二	三　その他のもの	一〇%
別表第〇三・〇八項中	○二〇八・一九	一〇%
(b) 一以上のミルクの天然の組成分(例えば、酪酸グリセリド)を他の物質(例えば、オレイン酸グリセリド)で置き換えることによつてミルクから得た物品(第一九・〇一項及び第二一・〇六項参照)	に、「エキヌス・エスクレントウス」を「エキヌス・エスクレントウス」に改め、同表第〇三〇八・二二号の次に次の二号を加える。	一〇%
別表第五類の注4に後段として次のように加える。 第〇五・一項には、馬毛及びそのくず(支持物を使用する)となく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない)を含む。		一〇%

平成二十八年三月十七日 衆議院会議録第十七号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第〇八・〇五項中

別表第〇八・〇五項中	○八〇五・二〇	○八〇〇五・一二	○八〇〇五・二二	○八〇〇五・二三	○八〇〇五・二九
マンダリン、タンジエリン及び うんしゅうみかん並びにクレメ ンタイン、ウイルキンギングその他 これらに類するかんきつ類の交 雜種	マンダリン、タンジエリン及 びうんしゅうみかん並びにクレメ ンタイン、ウイルキンギングその他の これらに類するかんきつ類の交 雜種	マンダリン、タンジエリン及 びうんしゅうみかん	マンダリン、タンジエリン及 びクレメンタイン	その他のもの	○八〇〇五・二一 ○八〇〇五・二三 ○八〇〇五・二九
二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%
に改め					

に改める。

官報(号外)

平成二十八年三月十七日

衆議院会議録第十七号

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一六〇五・五四	いか	くん製したもの
一六〇五・五五	たこ	くん製したもの
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアーチシェル	くん製したもの
一六〇五・五七	一その他もの 二その他もの	くん製したものの他のもの
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝(海棲)のものを除く。	くん製したものの他のもの
一六〇五・五九	帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミドス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く) (+)くん製したもの (-)その他もの	くん製したものの他のもの
一六〇五・六一	なまこ	くん製したもの
別表第一六〇五・六一号から第一六〇五・六九号までを次のように改める。	うに	くん製したもの
一六〇五・六二	一くん製したもの 二その他もの	くん製したもの
一六〇五・六三	くらげ	くん製したもの
一六〇五・六九	一くん製したもの 二その他もの その他もの	くん製したもの
六・七%	六・七%	六・七%
九・六%	九・六%	九・六%
六・七%	六・七%	六・七%
九・六%	九・六%	九・六%
一五%	一五%	一五%
六・七%	六・七%	六・七%
九・六%	九・六%	九・六%
一五%	一五%	一五%
二その他もの (+)うに (-)くらげ	二その他もの (+)うに (-)くらげ	二その他もの (+)うに (-)くらげ
九・六%	九・六%	九・六%

別表第二一類の注3中「育児食用」を「乳幼児用」に改める。
 別表第一九〇一・一〇号中「育児食用」を「乳幼児用」に改め、同表第一九〇一・一〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改め、「もち」を「餅」に改める。
 別表第二〇類の号注1及び2中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。

別表第二〇類の号注1及 び2中「育児食用又は食 餌療法用」を「乳幼児用 又は食餌療法用」に改め る。	二二〇一・九一	二二〇二・九〇	二二〇一・九九	二二〇一・九九
	ノンアルコールビール	砂糖を加えたもの	その他もの	その他もの
	一砂糖を加えたもの	二その他もの	一砂糖を加えたもの	二その他もの
	二その他もの	一その他もの	二その他もの	二その他もの
	一六%	一六%	一六%	一六%
	二二一・四%	二二一・四%	二二一・四%	二二一・四%
	一六%	一六%	一六%	一六%
	二二一・四%	二二一・四%	二二一・四%	二二一・四%
	一六%	一六%	一六%	一六%

別表第二〇類の号注1及 び2中「育児食用又は食 餌療法用」を「乳幼児用 又は食餌療法用」に改め る。	二二〇一・九一	二二〇二・九〇	二二〇一・九九	二二〇一・九九
	ノンアルコールビール	砂糖を加えたもの	その他もの	その他もの
	一砂糖を加えたもの	二その他もの	一砂糖を加えたもの	二その他もの
	二その他もの	一その他もの	二その他もの	二その他もの
	一六%	一六%	一六%	一六%
	二二一・四%	二二一・四%	二二一・四%	二二一・四%
	一六%	一六%	一六%	一六%

別表第二〇類の号注1及
び2中「育児食用又は食
餌療法用」を「乳幼児用
又は食餌療法用」に改め
る。

二二〇一・九一
二二〇二・九〇
二二〇一・九九
二二〇一・九九

二二一・三%
(その率が
一リットル
につき一五
六円八〇銭
の従量税率
より高いと
き又は一
リットルに
つき九三円
の従量税率
より低いと
きは、それ
ぞれ当該従

量税率)

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

一六〇五・六一
一六〇五・六二
一六〇五・六三
一六〇五・六九

六・七%

六・七%

<p

官 報 (号 外)

別表第二九・二〇項中		二九二〇・九〇	その他のもの	四・六%
二九一〇・三一	亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	四・六%	四・六%
二九一〇・三二	亜りん酸ジメチル	四・六%	四・六%	四・六%
二九一〇・三三	亜りん酸トリメチル	四・六%	四・六%	四・六%
二九一〇・三四	亜りん酸トリエチル	四・六%	四・六%	四・六%
二九一〇・三九	その他のもの	四・六%	四・六%	四・六%
二九一〇・三〇	エンドスルファン(ISO)	四・六%	四・六%	四・六%
二九一〇・九〇	その他のもの	四・六%	四・六%	四・六%
別表第二九二一・一		一号の次に次の三号を加える。	に改める。	
二九二一・一二	二-(N-N-ジメチルアミノ)エチルクロリド 塩酸塩	四・六%	四・六%	四・六%
二九二一・一三	二-(N-N-ジエチルアミノ)エチルクロリド 塩酸塩	四・六%	四・六%	四・六%
二九二一・一四	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エチルクロリド 塩酸塩	四・六%	四・六%	四・六%
別表第二九二二・一		三号を削り、同表第二九二二・一四号の次に次の四号を加える。	に改める。	
二九二二・一五	トリエタノールアミン	四・六%	四・六%	四・六%
二九二二・一六	ベルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム	四・六%	四・六%	四・六%
二九二二・一七	メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン	四・六%	四・六%	四・六%
二九二二・一八	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	四・六%	四・六%	四・六%
二九二二・一九	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	四・六%	四・六%	四・六%
二九二二・二〇	ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・一八	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・一九	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・一七	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・一六	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・一五	二-(N-N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	四・六%	四・六%	四・六%
別表第二九二三・二		二号の次に次の二号を加える。	に改める。	
二九二三・三〇	ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・四〇	アルクロール(ISO)	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・四一	アラクロール(ISO)	四・六%	四・六%	四・六%
二九二三・四二	別表第二九二四・二四号の次に次の二号を加える。	四・六%	四・六%	四・六%
二九二四・四五	別表第二九二四・二四号の次に次の二号を加える。	四・六%	四・六%	四・六%
二九二六・四〇	アルファーフェニールアセト酢酸トリル	四・六%	四・六%	四・六%
二九二六・四一	別表第二九二六・三〇号の次に次の二号を加える。	四・六%	四・六%	四・六%
二九二六・四二	別表第二九二六・三〇号の前に次の二号を加える。	四・六%	四・六%	四・六%
二九二六・四三	別表第二九二六・五〇号を削り、同表第二九三〇・九〇号の前に次の二号を加える。	四・六%	四・六%	四・六%
二九三〇・六〇	二-(N-N-ジエチルアミノ)エタンチオール	四・六%	四・六%	四・六%
別表第二九三一・一		三号の次に次の二号を加える。	に改める。	
二九三一・三九	二九三一・九〇	二九三一・九〇	二九三一・九〇	二九三一・九〇
二九三一・三九	その他のもの	四・六%	四・六%	四・六%
二九三一・九〇	その他のもの	四・六%	四・六%	四・六%
二九三一・一四	スクラロース	四・六%	四・六%	四・六%
二九三三・九一	アジンホスメチル(ISO)	四・六%	四・六%	四・六%
別表第二九三三・五		九号中「[二・一・一・一]」を「[二・一・一・一]」に改め、同表第二九三三・九一号の次に次の二号を加える。	に改める。	
二九三三・九二	アジンホスメチル(ISO)	四・六%	四・六%	四・六%

別表第二十九・三五項を次のように改める。

一九三・三五	スルホンアミド
一九三・三五・一〇	N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
一九三・三五・二〇	N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
一九三・三五・三〇	N-エチル-N-(ニヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド
一九三・三五・四〇	N-(ニヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド

一九三・三五・五〇	その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド
一九三・三五・九〇	その他のもの

別表第二十九類第二二節中「及び植物アルカロイド」を「アルカロイド」に改める。

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に、

一九三・七一	イソ、エクゴニ レボメタノフェ ン、メタンフェ ン(INN)及び ンフェタミン メート並びにこ の塩、エステル その他の誘導体 他のもの	無税
一九三・九九	その他のもの(植物由 来のものに限る) コカイン、エクゴニ ン、レボメタノフェ タミン、メタンフェ タミン(INN)及び メタンフェタミンラ セメント並びにこれ らの塩、エステル及 びその他の誘導体 その他のもの	無税
一九三・九九	その他のもの	無税
一九三・九九	その他のもの	無税
一九三・九九	その他のもの	無税

号注

第三〇〇一・一三号及び第三〇〇二・一四号においては、次に定めるところによる。

(a) 「混合してないもの」とは、純粹な物品(不純物を含有するかしないかを問わない。)をいう。

(b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。

(1) (a) 又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(2) (a) 又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの

(3) 第三〇〇三・六〇号及び第三〇〇四・六〇号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。)を含有する医薬品を含む。

アモジアキン(INN)、アルテミシニン(INN)又は次のいずれかの有効成分(その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。)を含有する医薬品を含む。

ヒドロアルテミシニン(INN)、ルメファントリノ(INN)、メフロキン(INN)、ピペラキン(INN)、ピリメタミン(INN)並びにスルファドキシン(INN)

別表第三〇・〇二項中

第三〇〇一・一〇 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないかを問わない。)

第三〇〇一・一 び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないかを問わない。)

無税

を

三〇〇一・一	マラリア診断試験キット	無税
三〇〇一・一二	免疫血清その他の血液分画物	無税
三〇〇一・一三	免疫産品(混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形狀又は包装にしないものに限る。)	無税
三〇〇一・一四	免疫産品混合したものの、投与量にしてなく、かつ、小売用の形狀又は包装にしないものに限る。)	無税
三〇〇一・一五	免疫産品(投与量にしたもの又は小売用の形狀若しくは包装にしたものに限る。)	無税

三〇〇一・一九	その他のもの	無税
別表第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項を次のように改める。		
三〇・〇三	医薬品治療用又は予防用に混合した(以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。)ベニシリン若しくはその誘導体(ベニシラン酸構造を有するものに限る。)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	
三〇〇一・一〇	その他のもの(抗生素質を含有するものに限る。)その他のもの(第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。)	
三〇〇一・三九	インスリンを含有するもの	
三〇〇一・三一	その他のもの(アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)	
三〇〇一・四一	エフエドリン又はその塩を含有するもの	
三〇〇一・四三	ブソイドエフエドリン(INN)又はその塩を含有するもの	
三〇〇一・四九	ノルエフエドリン又はその塩を含有するもの	
三〇〇一・六〇	その他のもの(この類の号注 ² の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。)	
三〇〇一・九〇	その他のもの	
三〇・〇四	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装したもののに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。)ベニシリン若しくはその誘導体(ベニシラン酸構造を有するものに限る。)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	
三〇〇一・一〇	その他のもの(第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。)	
三〇〇一・二〇	インスリンを含有するもの	
三〇〇一・三一	コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは	

三〇〇四・三九	構造類似物を含有するもの	
三〇〇四・四一	その他のもの(アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)	
三〇〇四・四二	エフエドリン又はその塩を含有するもの	
三〇〇四・四三	ブソイドエフエドリン(INN)又はその塩を含有するもの	
三〇〇四・四九	ノルエフエドリン又はその塩を含有するもの	
三〇〇四・五〇	その他のもの(第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)	
三〇〇四・六〇	その他のもの(この類の号注 ² の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。)	
三〇〇四・九〇	その他のもの	
別表第三一・〇三項中	三〇三・一〇 過りん酸石灰及び重過りん酸石	
三一〇三・一一	灰	
三一〇三・一九	五酸化二りん(P ₂ O ₅)の含有量が全重量の三五%以上のもの	
別表第三七・〇五項を次のように改める。	その他のもの	
三七・〇五	三七〇五・〇〇 写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像した)に改める。	
三七〇五・〇〇	写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像した)に改める。	
別表第三八類の号注 ¹ 中「第三八〇八・五〇号には、次の物品を「第三八〇八・五二号及び第三八〇八・五九号には、次の物品の一以上」に、「アルドリン(ISO)」を「アラクロール(ISO)、アルジカルブ(ISO)、アルドリン(ISO)、アジンホスメチル(ISO)」に、「二臭化エチレン(ISO)」を「エンドスルファン(ISO)、二臭化エチレン(ISO)」に、「ベンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩及びエステル」を「ベンタクロモジフェニルエーテル、ベンタクロロエノール(ISO)並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホニアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルオリドに「第三八〇八・五〇号には、ベノミル(ISO)」を「第三八〇八・五九号には、ベノミル(ISO)」に改め、同号注 ² を4とし、1の次に次のように加える。 ² 第三八〇八・六一号から第三八〇八・六九号までには、アルファーシペルメトリーン(ISO)、シフルトリン(ISO)、デルタメトリーン(INN, ISO)、エトフェンプロックス	無税	

を

三八二四・八六
三八二四・八七
三八二四・八八

サン(HCH(ISO))(リンゲン(ISO, INN))
を含む)を含有するもの
ペンタクロロベンゼン(ISO)又はヘキサクロロベ
ンゼン(ISO)を含有するもの
ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、
ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフル
オロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの
テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジ
フェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテ
ル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブ
ロモジフェニルエーテルを含有するもの
その他のもの

三・八%
三・八%
三・八%

に

三・八%
三・八%
三・八%

別表第三九〇九項中
三九〇九・三一
三九〇九・三九

その他のアミノ樹脂
ポリ(メチレンフェニルイソ
シアナート)(粗MDI又はポ
リメリックMDI)
その他のもの

四・一%
四・六%

四・一%
四・六%

を

三八二四・九一
三八二四・九九

主として(五—エチル—二—メチル—二—オキシ
ド—一—三—二—ジオキサホスフイナン—五—イ
ル)メチルメチルメチルホスホネート及びビス
〔五—エチル—二—メチル—二—オキシド—一—
三—二—ジオキサホスフイナン—五—イルメチル
メチルホスホネートから成る混合物及び調製品
その他のもの

三・八%
三・八%

四〇一一・六一
四〇一一・六二

その他のもの(杉綾横様その他
これに類する模様となるトレッ
ドを有するものに限る)
農業用又は林業用の車両及び
機械に使用する種類のもの
建設用又は産業用の車両及び
機械に使用する種類のもので
リム径が六一センチメートル
以下のもの

無税
無税
無税
無税
無税

改める。

別表第三九類の注²(z)中「並びにシャープペンシル」を「シャープペンシル並びに一脚、二脚、
三脚その他これらに類する物品」に改める。
別表第三九類の号注¹(a)(2)中「第三九〇一・三〇号」の下に「第三九〇一・四〇号」を加える。

別表第三九〇一・三〇号の次に次の二号を加える。
三九〇一・四〇
比重が〇・九四未満のエチレン—アルファ—オレフィン
共重合体

別表第三九〇七項中
三九〇七・六〇
ポリ(エチレンテレフタレート)
粘度数が一グラムにつき七八
ミリリットル以上のもの

四・六%
四・六%
四・一%
四・一%
四・一%
四・一%

に改める。

別表第四〇一項中

四〇一一・六三
四〇一一・六九

その他のもの
農業用又は林業用の車両及び
機械に使用する種類のもの
建設用又は産業用の車両及び
機械に使用する種類のもので
リム径が六一センチメートル
を超えるもの

無税
無税
無税
無税
無税

その他のもの
農業用又は林業用の車両及び
機械に使用する種類のもの
建設用又は産業用の車両及び
機械に使用する種類のもので
リム径が六一センチメートル
以下のもの
建設用又は産業用の車両及び
機械に使用する種類のもので
リム径が六一センチメートル
を超えるもの
その他のもの

無税
無税
無税
無税
無税

を

四〇一一・七〇	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税
四〇一一・八〇	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税
四〇一一・九〇	その他のもの	の
別表第四四類の号注 ² を削る。	別表第四四類の注 ¹ (a)中「並びに鉛筆」を「鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」に改める。	に改める。
別表第四四類の号注 ² を削る。	別表第四四・〇一項を次のように改める。 のこぎり及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	の
四四〇一・一	薪材	薪材
四四〇一・一二	針葉樹のもの	の
四四〇一・一三	針葉樹以外のもの	の
四四〇一・一二一	チップ状又は小片状の木材	の
四四〇一・一二二	針葉樹のもの	の
四四〇一・一二三	針葉樹以外のもの	の
四四〇一・三九	のこぎり及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)	の
四四〇一・四〇	木質ペレット	の
四四〇一・三九	その他のもの	の
四四〇一・四〇	のこぎり及び木くず(凝結させたものを除く。)	の
別表第四四・〇三項を次のように改める。	木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない)ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したるもの	の
四四・〇三	針葉樹のもの	の
四四〇三・一	針葉樹以外のもの	の
四四〇三・一二	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	の
四四〇三・一二一	松(マツ属のもの)(横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)	の
四四〇三・一二二	松(マツ属のものの)のその他もの	の

四四〇三・一二三	もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの の(横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)
四四〇三・二五	その他のもの(横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)
四四〇三・二六	その他のもの
四四〇三・四一	他のもの 熱帯産木材のものに限る。)
四四〇三・四九	その他のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ
四四〇三・九一	その他のもの オーク(コナラ属のもの)のもの
四四〇三・九三	ビーチ(ブナ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)
四四〇三・九四	ビーチ(ブナ属のもの)の他のもの
四四〇三・九五	かば(カバノキ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)
四四〇三・九六	かば(カバノキ属のもの)の他のもの
四四〇三・九七	ボプラ又はアスペン(ヤマナラシ属のもの)のもの
四四〇三・九八	ユーカリ(ユーカリ属のもの)のもの
四四〇三・九九	その他のもの 一　桐のもの(粗く角にし又は太鼓落とししたもの を除く。) 二　その他のもの
別表第四四・〇六項及び第四四・〇七項を次のように改める。	
四四・〇六	
四四〇六・一一	染み込ませてないもの
四四〇六・一二	針葉樹のもの
四四〇六・一三	針葉樹以外のもの
四四〇六・九一	その他のもの
四四〇六・九二	針葉樹のもの
四四〇六・九三	針葉樹以外のもの
四四〇六・九四	無税
四四〇六・九五	無税
四四〇六・九六	無税
四四〇六・九七	無税
四四〇六・九八	無税
四四〇六・九九	無税
四四〇三・九一	無税
四四〇三・九三	無税
四四〇三・九四	無税
四四〇三・九五	無税
四四〇三・九六	無税
四四〇三・九七	無税
四四〇三・九八	無税
四四〇三・九九	無税
四四〇三・一二三	無税
四四〇三・二五	無税
四四〇三・二六	無税
四四〇三・四一	無税
四四〇三・四九	無税
四四〇三・九一	無税
四四〇三・九三	無税
四四〇三・九四	無税
四四〇三・九五	無税
四四〇三・九六	無税
四四〇三・九七	無税
四四〇三・九八	無税
四四〇三・九九	無税

四四〇七・一七	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかいかを問わない。)
四四〇七・一八	針葉樹のもの
四四〇七・一九	松(マツ属のもの)のもの
四四〇七・二〇	一 厚さが一六〇ミリメートル以下のも(カリ フォルニアレッドファー、グランドファー、 ノーブルファー、パシフィックシルバーファー 又はシトカスプルースのものを除く。) (一) かんながけし又はやすりがけしたもの (二) その他のもの
四四〇七・二一	もみ(モミ属のもの)又はどうひ(トウヒ属のもの)のもの
四四〇七・二二	の 一 厚さが一六〇ミリメートル以下のも(カリ フォルニアレッドファー、グランドファー、 ノーブルファー、パシフィックシルバーファー 又はシトカスプルースのものを除く。) (一) かんながけし又はやすりがけしたもの (二) その他のもの
四四〇七・二三	二 その他のもの
四四〇七・二四	一 カラマツ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル 以下のものに限る。) (一) かんながけし又はやすりがけしたもの (二) その他のもの
四四〇七・二五	二 その他のもの
四四〇七・二六	熱帶産木材のもの マホガニー(スウェイエチニア属のもの) バイロラ、インブイア及びバルサ
四四〇七・二七	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカラウ
四四〇七・二八	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアランサペリ

四四〇七・二九	その他もの 一 ふたばがき科のもの 二 その他のもの	一〇%
四四〇七・九一	オーネ(コナラ属のもの)のもの ビーチ(ブナ属のもの)のもの かえで(カエデ属のもの)のもの	無税
四四〇七・九二	桜(サクラ属のもの)のもの とねりこ(トネリコ属のもの)のもの	無税
四四〇七・九三	かば(カバノキ属のもの)のもの	無税
四四〇七・九四	ボプラ又はアスペン(ヤマナラシ属のもの)のもの	無税
四四〇七・九五	その他のもの	無税
四四〇七・九六		無税
四四〇七・九七		無税
四四〇七・九九		無税
四四〇九・一二	一 引抜材 二 玉縁及び縁形 三 その他のもの (一) ふたばがき科のもの (二) その他のもの	一〇%
四四〇九・二一	別表第四四・〇八項中「丸はぎ」を「丸剥ぎ」に改め、「(この類の号注 ² のものに限る。)」を削り、同表第四四〇八・三九号中「かりん」の下に「たがやさん、紅木、したん又はこくたん」を加え、同表第四四〇八・九〇号中「たがやさん、紅木」を削る。 別表第四四〇九・一〇号中「まつ属 もみ属」を「マツ属、モミ属」に、「どうひ属」を「トウヒ属」に、「からまつ属」を「カラマツ属」に改め、同表第四四〇九・二一号の次に次の二号を加える。	無税
四四一一・三三	別表第四四一二・三一号中「(この類の号注 ² のものに限る。)」を削り、同表第四四一二・三二号を削り、同表第四四一二・三九号中「」を削り、同号の前に次の二号を加える。	一〇%
	その他のもの(少なくとも一の外面の单板が針葉樹以外のうちほんの木(ハンノキ属のもの)、とねりこ(トネリコ属のもの)、ビーチ(ブナ属のもの)、かば(カバノキ属のもの)、桜(サクラ属のもの)、くり(カスタネ	一〇%

官 報 (号 外)

別表第四四・一八項中							
四四一八・七一	モザイク状の床用のもの	その他のもの(多層のものに限る)	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税
四四一八・七二	モザイク状の床用のもの	その他のもの	三・九% 無税	一〇%	一五% 無税	一〇%	一五% 無税
四四一八・七九〇	モザイク状の床用のもの	その他のもの	三・九% 無税	一〇%	一五% 無税	一〇%	一五% 無税
別表第四四・二二項中							
四四一八・七三	竹製のもの及び少なくとも最上層(摩耗層)が竹製のもの	その他のもの(モザイク状の床用のものに限る)	三・九%				
四四一八・七四	竹製のもの	その他のもの(多層のものに限る)	三・九%				
四四一八・七五	竹製のもの	その他のもの(多層のものに限る)	三・九%				
四四一八・七九	竹製のもの	その他のもの	三・九%				
四四一八・九一	竹製のもの	その他のもの	三・九%				
四四一八・九九	竹製のもの	その他のもの	三・九%				
四四一九・一九	竹製のもの	その他のもの	三・九%				
四四一九・一二	竹製のもの	その他のもの	三・九%				
四四一九・一三	竹製のもの	その他のもの	三・九%				
四四一九・一九〇	竹製のもの	その他のもの	三・九%				
別表第四四・一九項を次のように改める。							
四四一九・一九	木製の食卓用品及び台所用品	竹製のもの	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税
四四一九・一二	木製の食卓用品及び台所用品	竹製のもの	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税
四四一九・一三	木製の食卓用品及び台所用品	竹製のもの	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税
四四一九・一九〇	木製の食卓用品及び台所用品	竹製のもの	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税
四四二一・九〇	木製の建具及び床柱	竹製のもの	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税	一〇%	三・九% 無税
(二) かりん、つば、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの	竹製のくし	竹製のくし	三・二%	五・六%	三・二%	五・六%	三・二%
(二) その他のもの	マツチの軸木	マツチの軸木	三・二%	五・六%	三・二%	五・六%	三・二%
(二) その他のもの	かりん、つば、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの	かりん、つば、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの	三・二%	五・六%	三・二%	五・六%	三・二%
五四・六% 無税	一〇% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税
五四・六% 無税	一〇% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税	三・二% 無税

官報(号外)

四四二一・九一	その他のもの 竹製のもの 一串	一〇% 無税	七%
四四二一・九九	その他のもの 一 マッチの軸木 二 その他のもの 二 かりん、つば、たが やさん、紅木、した ん又はこくたん(し まこくたんを除く) のもの (二) その他のもの	五・八% 無税	四・二% 八%
五四〇一・五三	別表第四八類の注4中「とは」を「には」に、「をいう」を「のうち、(a)幅が二八センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一边の長さが二八センチメートルを超える、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正方形を含む)のシート状のもののみを含む」に改め、同注8中「第四八・〇一項及び」を削る。 別表第五四・〇二項中「強力糸(ナイロンその他)のポリアミドのものに限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇一・二〇号中「限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇一・五三号の次に次の一号を加える。	四・六% 五・八%	四・六% 五・八%
五四〇一・五三	一 繩の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	六% 四・八% 四・八%	六% 四・八% 四・八%
五四〇一・六三	ボリプロピレンのもの 一 繩の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (二) その他のもの	六% 四・八% 四・八%	六% 四・八% 四・八%
別表第五四〇一・六一号の次に次の一号を加える。			
五五〇一・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		
五五〇一・〇二	アセテートのもの その他のもの		
五五〇六・四〇	別表第五五〇六・三〇号の次に次の一号を加える。 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの		
五五〇六・九〇	別表第五五〇六・三〇号の次に次の一号を加える。 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの		
五五〇二・一〇	アセテートのもの その他のもの		
五五〇二・九〇	アセテートのもの その他のもの		
五五〇四・一〇	別表第六〇・〇五項中 一 第六〇〇五・三五号には、ボリエチレンの単繊維又はボリエスチルのマルチフィラメントの編物で、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以上五五グラム以下、網目が一平方センチメートルにつき二〇六以上一〇〇六以下であり、アルファーシベルメトリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、デルタメトリン(INN, ISO)、ラムダーシハロトリソ(ISO)、ペルメトリソ(ISO)又はピリミホスマチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したものを含む。		
五五〇四・一〇	別表第六〇類に号注として次のように加える。 一 タイル(表面積が〇・三平方メートルを超える一平方メートル以下のものに限る)		
五五〇四・一〇	別表第六〇類に号注として次のように加える。 一 タイル(表面積が〇・三平方メートルを超える一平方メートル以下のものに限る)		
六〇〇五・三一	漂白してないもの及び漂白したもの 一 浸染したもの 二 異なる色の糸から成るもの 三 なせんしたもの	九・六% 九・六% 九・六% 九・六%	九・六% 九・六% 九・六% 九・六%
六〇〇五・三一	この類の号注1の編物 一 その他のもの(漂白していないもの及び漂白したものに限る) 二 その他のもの(浸染したものに限る) 三 その他のもの(異なる色の糸から成るものに限る) 四 その他のもの(なせんしたものに限る)	九・六% 九・六% 九・六% 九・六%	九・六% 九・六% 九・六% 九・六%
六〇〇五・三七			
六〇〇五・三八			
六〇〇五・三九			
別表第六三類に号注として次のように加える。			

号注

1 第六三〇四・二〇号には、アルファーサペルメトリーン(ISO)、クロルフエナピル(ISO)、デルタメトリーン(ENN, ISO)、ラムダーシハロトリーン(ISO)、ベルメトリーン(ISO)又はビリミホスマチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したてメリヤス編物から製造した物品を含む。

別表第六三〇四・一九号の次に次の一号を加える。

六三〇四・二〇 蚊帳(この類の号注1の物品に限る。)

九・一%

別表第六八類の注1(a)中「及び」を「」に改め、「石盤」の下に「及び第九六・一〇項の物品(一

脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を加える。

別表第六九・〇七項を次のように改める。

六九・〇七 陶磁製の舗用具及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューーブその他これらに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない)並びに仕上げ用の陶磁製品

舗用具及び炉用又は壁用のタイル(第六九〇七・三〇

号又は第六九〇七・四〇号のものを除く。)

吸水率が全重量の〇・五%以下のもの

吸水率が全重量の〇・五%を超えるもの

毛ザイクキューーブその他これらに類する物品(第六九〇七・三〇

号又は第六九〇七・四〇号のものを除く。)

仕上げ用の陶磁製品

六九〇七・二 一・七%

六九〇七・二二 一・七%

六九〇七・二三 一・七%

六九〇七・三〇 一・七%

六九〇七・四〇 一・七%

別表第六九・〇八項を削る。

別表第一五部の注1(m)中「ベン先」の下に「一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を加える。

別表第七四類の注1(c)中「治金」を「冶金」に改め、同注1(c)ただし書中「第二八・四八項」を「第二八・五三項」に改める。

別表第八二類の注1中「可搬式かじ火」を「可搬式鍛冶炉」に改める。

別表第八二・〇五項中「加工機械」の下に「又はウオータージェット切断機械」を加え、「可搬式かじ火」を「可搬式鍛冶炉」に改める。

別表第八三・〇八項中「履物」を「又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍」に、

「ハンドバッグ、旅行用具」を「革製品、旅行用具、馬具」に、「ふたまたリベット」を「二股りベット」に改め、同表第八三〇八・二〇号中「ふたまたリベット」を「二股りベット」に改める。

別表第一六部の注1(g)中「」の下に「及び第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を加える。

別表第八四類の注1中(g)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。

(g) 第二七部の物品用のラジエーター

別表第八四類の注2(e)中「機械類」を「機器(理化学用のものを含む。)」に改め、同注9(A)中「第八五類の注8(a)及び8(b)」を「第八五類の注9(a)及び9(b)」に改め、同注9(A)ただし書中「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。

別表第八四類の号注中2を4とし、1を2とし、2の次に次のように加える。

3 第八四八一・二〇号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体(液体又は気体)の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型(減圧型、逆止型等)がある。同号は、第八四・八一項の他のいかなる号にも優先する。

別表第八四類の号注に1として次のように加える。

1 第八四六五・二〇号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これらに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

別表第八四一五・一〇号中「又は壁に取り付ける」を「壁、天井又は床に取り付けるように設計した」に改める。

別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、

八四二四・八一 農業用又は園芸用の木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これらに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

別表第八四一五・一〇号中「又は壁に取り付ける」を「壁、天井又は床に取り付けるように設計した」に改める。

別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、

八四二四・八一 農業用又は園芸用の木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これらに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

三〇号の次に次の二号を加える。	
八四五六・四〇	プラズマアークによるもの
八四五六・五〇	ウォータージエット切断機械
別表第八四・五九項中	八四五九・四〇
八四五九・四一	その他の中ぐり盤
八四五九・四九	数値制御式のもの
別表第八四・六〇項中	その他の中ぐり盤
膝形フライス盤	無税
八四六〇・一二	無税
八四六〇・一九	無税
平面研削盤	無税
数値制御式のもの	無税
その他のもの	無税
八四六〇・二一	無税
八四六〇・一九	無税
平面研削盤(軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)	無税
数値制御式のもの	無税
その他のもの	無税
平面研削盤(軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)	無税
数値制御式のもの	無税
その他の研削盤	無税
平面研削盤(数値制御式のものに限る。)	無税
その他の円筒研削盤(数値制御式のものに限る。)	無税
その他のもの(数値制御式のものに限る。)	無税
八四六〇・一二	無税
八四六〇・一三	無税
八四六〇・一四	無税
八四六〇・一二	無税
八四六〇・一三	無税
八四六〇・一四	無税
八四六五・一〇	マシンニングセンター
別表第八四・六九項を削る。	
八四六五・一〇	マシンニングセンター
別表第八四・六九項を改める。	

別表第八四・七三項中「第八四・六九項から第八四・七二項までの機械」を「第八四・七〇項から第八四・七二項までの機械」に改め、同表第八四七三・一〇号を削り、同表第八四七三・五〇号中「第八四・六九項」を「第八四・七〇項」に改める。

別表第八五類の注中9を10とし、同注8(b)に次のように加える。

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクリュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第八五・三二項、第八五・三三項若しくは第八五・四一項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ホール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

3 (a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

別表第八四・六九項中「加工機械」を「機械」に改める。

別表第八四・六九項を削る。

別表第八五類の注8中「この注8」を「この注9」に改め、同注中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のよう加える。

3 第八五・〇七項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し

又は蓄電池を損傷から保護する補助部品(例えば、接続子、温度制御装置(サーミスター

等)及び回路保護装置とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される

物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

〔八五二八・四一〕

第八四・七一項の自動データ

処理システムに専ら又は主と

して使用する種類のもの

その他のもの

その他のモニター

第八四・七一項の自動データ

処理システムに専ら又は主と

して使用する種類のもの

その他のもの

プロジェクト

第八四・七一項の自動データ

処理システムに専ら又は主と

して使用する種類のもの

その他のもの

第八四・七一項の自動データ

処理機械に直接接続すること

ができる、かつ、それとともに

使用するように設計されたも

の

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

別表第八五三一・一〇号中「液晶デバイスの下に「(LCD)」を、「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。

別表第八五・三九項中並びにアーチ灯を「アーチ灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ」に改め、同表第八五三九・四九号の次に次の一号を加える。

〔八五三九・五〇〕 発光ダイオード(LED)ランプ

別表第八五・四一項中「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。

別表第一七部の注2(e)中「部分品」の下に「(この部の物品用のラジエーターを除く。)」を加える。

別表第八七・〇一項を次のように改める。

〔八七・〇一〕 トランクター(第八七・〇九項のトランクターを除く。)

〔八七〇一・一〇〕 一軸トランクター

〔八七〇一・二〇〕 セミトレーラー用の道路走行用トランクター

〔八七〇一・三〇〕 無限軌道式トランクター

〔その他もの〕 エンジン出力が一八キロワット以下のもの

〔その他もの〕 エンジン出力が一八キロワットを超えて三七キロワット以下のもの

〔その他もの〕 エンジン出力が三七キロワットを超えて七五キロワット以下のもの

〔その他もの〕 エンジン出力が七五キロワットを超えて一三〇キロワット以下のもの

〔その他もの〕 エンジン出力が一三〇キロワットを超えるもの

〔その他もの〕 駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの

〔その他もの〕 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したものの

〔その他もの〕 駆動原動機として電動機のみを搭載したものの

〔その他もの〕 別表第八七・〇三項中「(このみを)」に改め、同表第八七〇三・三三号の次に次の五号を加える。

〔八七〇三・四〇〕 〔その他車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)〕

無税

無税

無税

無税

無税

無税

八七〇三・五〇	その他の車両、駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)
八七〇三・六〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機に限る。)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)
八七〇三・七〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)
八七〇三・八〇	その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)
別表第八七一一・五〇号の次に次の二号を加える。	別表第八七一一・五〇号の次に次の二号を加える。
八七一一・六〇	駆動原動機として電動機を有するもの
別表第九〇類の注 ^{1(g)} 中「加工機械」を加え、「しん出し望遠鏡」を「芯出し望遠鏡」に改め、同注 ^{1(h)} を ^(h) とし、(i)を ⁽ⁱ⁾ とし、(k)の次に次のように加える。	別表第九〇類の注 ^{1(g)} 中「又はウォータージェット切断機械」を加え、「しん出
(1) 第九六・二一〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	し望遠鏡」を「芯出し望遠鏡」に改め、同注 ^{1(h)} を ^(h) とし、(i)を ⁽ⁱ⁾ とし、(k)の次に次のように加え
別表第九〇〇六・一〇号を削る。	る。
別表第九二類の注 ^{1(d)} 中「参考」の下に「及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二一〇項参照)」を加える。	別表第九〇類の注 ^{1(g)} 中「加工機械」の下に「又はウォータージェット切断機械」を加え、「しん出
別表第九〇〇六・一〇号の次に次の二号を加える。	し望遠鏡」を「芯出し望遠鏡」に改め、同注 ^{1(h)} を ^(h) とし、(i)を ⁽ⁱ⁾ とし、(k)の次に次のように加え
別表第九四〇一・五二	る。
別表第九四〇一・五三	別表第九〇〇六・一〇号を削り、同表第九四〇三・八九号の前に次の二号を加える。
別表第九四〇三・八二	別表第九四〇一・五二
九四〇三・八三	別表第九四〇三・八二
竹製のもの	竹製のもの
とう製のもの	とう製のもの
別表第九四〇三・八一	別表第九四〇三・八一
別表第九四〇三・八三	別表第九四〇三・八一
別表第九四〇六・一〇	別表第九四〇六・一〇
木製のもの	木製のもの
その他のもの	その他のもの

三・九%	無税	無税	無税	無税
九六・二〇	一腳、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二一〇項参照)	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。
九六・二一〇	一腳、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二一〇項参照)	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。
九六・二一〇・〇〇	一腳、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二一〇項参照)	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。
九六・二一〇・〇〇	一腳、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二一〇項参照)	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。	別表第九六・一九項の次に次の二号を加える。

第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告、請求又は申請に係る書面(当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。)その他の財務省令で定める書類が郵便又は信便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者又は同条第三項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。)により提出された場合について準用する。	第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告、請求又は申請に係る書面(当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。)その他の財務省令で定める書類が郵便又は信便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者又は同条第三項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。)により提出された場合について準用する。
第七条の二第一項中「第六十三条の七第一項(第二号イ)を「第六十三条の七第一項第三号イ」に改め、同条第二項中「特例申告貨物の輸入地を所轄する」を「許可をした」に改める。	第七条の二第一項中「第六十三条の七第一項(第二号イ)を「第六十三条の七第一項第三号イ」に改め、同条第二項中「特例申告貨物の輸入地を所轄する」を「許可をした」に改める。
第九条第三項中「第十二条の四第一項の下に「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)」を加え、「規定により課される」を削り、同条第四項中「の規定により課される」を「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)」に改める。	第九条第三項中「第十二条の四第一項の下に「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)」を加え、「規定により課される」を削り、同条第四項中「の規定により課される」を「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)」に改める。
第六条の三 国税通則法第二十二条(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)の規定は、次 条第一項 第七条の十四第一項(修正申告)、	第六条の三 国税通則法第二十二条(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)の規定は、次 条第一項 第七条の十四第一項(修正申告)、
第七条の十五第一項(更正の請求)、第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)又は	第七条の十五第一項(更正の請求)、第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)又は

第十二条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「された修正申告」の下に「(次項において「特定修正申告」という。)」を、「関税に係る更正」の下に「(同項において「特定更正」という。)」を加え、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その関税に係る延滞税については、当該各号に定める金額を免除する。ただし、第一号に掲げる場合において、前条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(以下この項及び次項において「例による国税徴収法」という。)第一百五十四条第一項(滯納処分の停止の取消し)又は第一百五十二条第三項若しくは第四項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)において準用する国税通則法第四十九条第一項(納税の猶予の取消し)の規定による取消しの基因となるべき事実が生じたときは、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税關長は、その免除をしないことができる。

一 例による国税徴収法第一百五十三条第一項(滯納処分の停止の要件等)の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は例による国税徴収法第一百五十二条第一項若しくは第一百五十二条第二項(換価の猶予)の規定による換価の猶予をした場合又はその停止又は猶予をした関税に係る延滞税のうち、当該執行の停止をした期間に

対応する部分の金額に相当する金額又は当該換価の猶予をした期間(当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

二 第二条の三第一項、第三項又は第四項(災害による期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合 その関

税に係る延滞税のうち、その延長した期間に対応する部分の金額

三 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項又は第四項(執行停止)(これらの規定を同法第六十一条(審査請求に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により財務大臣又は税關長が関税の徴収に関する処分の執行を停止した場合 その停止をした期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に該当する部分の金額

四 第二条の三第一項(災害による期限の延長)の規定により延滞税の免除がされた場合は、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に對応する部分の金額

イ 納稅義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した関税以外の公課又は債務について輕減又は免除をしなければ、その事業の繼續又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その輕減又は免除がされたとき。

ロ 紳稅義務者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

二

税關長が国税徴収の例により滯納に係る関税の全額を徴収するため必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合 その差押え又は担保の提供に係る関税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間(前項各号又は前号の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る

者が次のイ又はロのいずれかに該当すると、その猶予をした関税に係る延滞税(前項第一号又は第二号の規定による免除に係る部分を除く。以下この号において同じ。)に對応する部分を除く。以下この号において同じ。)

三 次のイからハまでのいずれかに該当する部分の金額の二分の一に相当する金額

イ、ハ 当該イからハまでに規定する関税に係る延滞税(第六項、前項各号又は前二号の規定による免除に係る部分を除く。)につき、猶予をした期間(当該関税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると税關長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんただ日までの期間を含む。)に對応する部分の金額

四 第二条の三第一項(法定納期限)とは、当該関税を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定め

9 第一項及び第十一項第一号において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定め

官 報 (号 外)

税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日)とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税(第九条の二第三項(納期限の延長)の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。)特例申告書の提出期限

二 第九条の二第一項から第三項までの規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

三 第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該関税に係る第七条の十七(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の書類若しくは更正通知書又は第九条の三(納税の告知)の規定による納税告知書が発せられた日

四 第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該関税に係る第九条の三の規定による納税告知書が発せられた日

五 関税率法第七条第三項(相殺関税)若しくは第八条第二項(不当廉売関税)の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税 当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

六 この法律又は関税率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた

場合に直ちに徴収するものとされている関税

第十二条に次の二項を加える。

11 修正申告又は納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。)があつた場合において、その申告又は増額更正に係る関税について第七条第一項

の規定による申告(特例申告の場合にあつては、期限内特例申告書の提出)又は期限後特例申告書の提出がされており、かつ、当該申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(以下この項において「減額更正」という。)があつた後に当該修正申告又は増額更正があつたときは、当該修正申告又は増額更正により納付すべき関税

(当該申告又は期限後特例申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める関税に限る。以下この項において同じ。)については、前項の規定にかかわらず、第一項に規定する日数から次に掲げる日数(特定修正申告又は特定更正により納付すべき関税その他の政令で定める関税にあつては、第一号に掲げる日数に限る)を控除して、同項の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合には、前二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

一 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 第二項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について当初申告により納付すべき税額を減少させる更正(更正の請求に基づく更正を除く。)があつた場合 当該当初申告に係る税額に達するまでの税額

第十二条の二第四項中「がされた場合において、その修正申告」を削り、「でない」の下に「場合において、その申告に係る関税についての調査に係る第五条の二(輸入者に対する調査の事前通知等)において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第四号及び第五号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる事項その他政令で定める事項の通知(次条第五項において「調査通知」という。)がある前に行われたものである」を加える。

第十二条の三第一項中「関税」を「関税等」に改め、「割合」の下に「(期限後特例申告書の提出又は第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)」を加え、同条第二項中「場合」の下に「(第四項の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

二 当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、同日の翌日から起算して一年を経過する日)の翌日から当該修正申告がされ、又は当該増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

る決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、「に改め、「当該期限後特例申告書の提出が」を削り、「同項を同条第六項とし、同条第四項中「がされた場合において、その提出又は修正申告」を削り、「更正又は決定を「更正決定」に改め、「でない」の下に「場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものである」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第六項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、その期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前までの間に、関税について、無申告加重算税(期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。)又は重加算税(次条第三項において「無申告加重算税等」という。)を課されたことがあるときは、第一項の無申告加重算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した

金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算する。

第十二条の四第一項中「同条第四項の規定の適用がある」を「修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされた

ものでない」に、「隠ぺい」を「隠蔽し」に改

め、同条第二項中「又は同条第四項若しくは第五項」を「若しくは同条第六項」に改め、「ある場合の下に「又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合」を加え、「隠ぺい」を「隠蔽し」に改め、同条第三項若しくは第五項」を「若しくは同条第六項」に改め、「ある場合の下に「又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。」に、「規定によるもの」を「重加算税」に、「法定納期限」の下に「(日)」を「日。以下この項において「法定納期限」という。」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」に改める。

第十四条の二第二項中「又は第二項(申告納税方式による国税の)を「第二項又は第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。)」に、「規定によるもの」を「重加算税」に、「法定納期限」という。」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分」を「同条第三項本文に、「(日)」を「日。以下この項において「法定納期限」という。」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」に改める。

第三十条第一項第四号中「(平成十四年法律第九十九号)」を削り、同項第五号中「第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)」の規定による輸出申告」を「第六十七条の三第一項後段(輸出申告の特例)」に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告に改める。

第四十三条の三第三項中「手続」の下に「第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)及び第六十七条の三第一項(輸入申告の特例)」を加える。

この場合において、第四十三条の三第三項中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七条の二第一項」と、「第一項」とあるのは「第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)」と、「第一項」とあるのは「第六十二条の三第二項(前項)」とあるのは「第六十二条の三第二項(保税展示場に入る外国貨物に係る手続)」と読み替えるものとする。

第六十二条の十五中「の期間及び公告」、「保税置場に」、「の延長」及び「及びその申請」を削り、「納付義務」を「納付義務等」に、「につい

くは分割」に改め、「場合」の下に「又は保税蔵置場の許可を受けた者がその業務を譲り渡した場合の許可を受けた者がその業務を譲り渡した場合を、「承継した法人」の下に「又は当該業務を譲り受けた者」を加え、「又は当該分割をした法人」を「若しくは当該分割をした法人又は当該業務を譲り渡した者」に改め、同条第五項中「許可の要件」を削る。

第六十二条の七中「公告」を「許可」に、「保税蔵置場の許可」を「許可」に改め、「要件」の下に「第四十三条の三第三項(外国貨物を置くことの承認)、第四十三条の四第二項(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)」を加え、「保税蔵置場の貨物」を「貨物」に改め、「保税工場についての」を削り、同条に後段として次のように加える。

3 前二項の規定に該当する場合において、前二項の規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前までの間に、関税について、無申告加重算税(期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。)又は重加算税(次条第三項において「無申告加重算税等」という。)を課されたことがあるときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十三条第二項中「附則第四項及び第五項」を

2 第六十八条の二(貨物の検査に係る権限の委任)の規定は、前項の検査について準用する。

第四十七条第三項中「承継した法人」の下に

「許可を受けていた者がその業務を譲り渡した場合には、当該業務を譲り受けた者」を加える。

第六十二条の十五中「の期間及び公告」、「保税置場に」、「の延長」及び「及びその申請」を削り、「納付義務」を「納付義務等」に、「につい

加える。

第六十九条の四第一項中「不正競争防止法」を「当該貨物が第六十九条の二第一項第四号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物(不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に係るもの)を除く。」である場合にあつては同法に改め、「定義」を削り、「經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣の意見を」を「の意見を、当該貨物が第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物(同法第二条第一項第十号に係るものに限る。)である場合にあつては当該貨物が同法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物であること及び当該貨物を輸出するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことについての認定を、經濟産業省令で定めることにより、經濟産業大臣に」に改め、「その意見」の下に「又は認定の内容」を加える。

第六十九条の五ただし書中「意見」の下に「又は認定」を加える。

第六十九条の七第一項中「又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについて」を「若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第二条第一項第七号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。)を除く。以下この項及び第九項において同じ。」を組成する貨物に該当するか否かについて」に、「当該貨物」を「これらの貨物」に、「又は意匠権者」を「意匠権者又は不正競争差止請求権者(同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組

成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において同じ。」に改め、「(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)」を削り、「が当該特許権者等」の下に「(不正競争差止請求権者を除く。)」を加え、「関し、」を「についての認定手続が執られた場合にあつては」に、「の範囲」を「の範囲等」に改め、「聴くことを」の下に「当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)」を「が当該手続が執られた場合にあつては」に、「特許権者等」を「当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。)」に、「意見」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を經濟産業大臣に、政令で定めるところにより。」に改める。

第六十九条の八第一項中「に掲げる貨物」の下に「(不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に係るもの)を除く。以下この項及び第五項において同じ。」を加える。

第六十九条の十第一項中「又は意匠権者」を「意匠権者又は不正競争差止請求権者」に改め、同項各号中「特許庁長官」を「經濟産業大臣又は特許庁長官」に改める。

第六十九条の十一第一項第五号の二中「定義」を「定義等」に改め、同項第十号中「第十一号又は第十二号」を「又は第十号から第十二号まで」に改め、「第五号まで」の下に「第七号」を

第六十九条の十二第一項中「この条から第六等」を「前条第十項」に改め、同条第九項中「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する」を「特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する」に、「政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、」を「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては」に、「特許権者等」を「当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。)」に、「意見」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を經濟産業大臣に、政令で定めるところにより。」に改める。

第六十九条の十三第一項中「不正競争防止法」を「当該貨物が第六十九条の十一第一項第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に係るもの)を除く。」である場合にあつては同法に改め、「(定義)」を削り、「經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣の意見を」を「の意見を、当該貨物が第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物(同法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物であること及び当該貨物を輸入するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。)に、「意見」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を經濟産業大臣に、政令で定めるところにより。」に改める。

第六十九条の十四ただし書中「意見」の下に「又は認定」を加える。

第六十九条の十七第一項中「又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについて」を「若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第二条第一項第七号(適用除外等)に定める行

為を除く。以下この項及び第九項において同じ。)を組成する貨物に該当するか否かについて、「当該貨物」を「これらの貨物」に、「又は意匠権者」を「意匠権者又は不正競争差止請求権者(同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の二十第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において同じ。)に改め、「輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等」を削り、「が当該特許権者等」の下に「(不正競争差止請求権者を除く。)」を加え、「関し、」を「ついての認定手続が執られた場合にあつては」に、「の範囲」を「の範囲等」に改め、「聽く」とを「当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに聽くこと」を「これらに該当するか否かについての意見を經濟産業大臣に、政令で定めた」に改め、「同号ハ中「第五条第一号、第二号」に改め、「同号ハ中「第五条各号」に改め、同号二中「第五号まで又は第八号」を「第七号まで、第十号又は第十一号」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「ホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者」を「通関業者(定義に係るもの)を除く。以下この項及び第五項において同じ。)」を加え、「同号」を「第六十九条の十一第一項第十号」に改める。

第六十九条の二十一第一項中「又は意匠権者」を加え、「特許庁長官」を「經濟産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「特許庁長官」を「經濟産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第七項及び第八項中「特許庁長官」を「經濟産業大臣又は特許庁長官」に改め、「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第十号」を加え、「同号」を「同条第一項第九号又は第十号」に改め、「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する」を「特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する」に、「政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、」を「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては」に、「特許権者等」を「当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。)」に、「意見」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手續が執られた場合にあつては当該認定手續に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに聽くこと」を「これらに該当するか否かについての意見を經濟産業大臣に、政令で定めた」に改め、「同号ハ中「第五条第一号、第二号」に改め、「同号ハ中「第五条各号」に改め、同号二中「第五号まで又は第八号」を「第七号まで、第十号又は第十一号」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「ホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者」を「通關業者(定義に係るもの)を除く。以下この項及び第五項において同じ。)」を加え、「同号」を「第六十九条の二十一第一項第十号」に改める。

第六十九条の十八第一項中「に掲げる貨物」の下に「(不正競争防止法第二条第一項第十号(定義に係るもの)を除く。以下この項及び第五項において同じ。)」を加え、「同号」を「第六十九条の二十一第一項第十号」に改める。

第七十九条の五第一項第一号中「チまで」を「ホまで」に改める。

第七十九条の二中第七十九条の五の次に次の二条の特例」を、「書類」の下に「・貨物の検査に係る権限の委任」を加え、「及び第七十条」を「並びに第七十条」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第七十六条第一項中「認定の取消し・許可の承継についての規定の準用」の下に「・輸入申告の特例」を、「書類」の下に「・貨物の検査に係る権限の委任」を加える。

第七十九条第三項第一号口中「許可の日(二以上)の許可を受けている場合にあつては、これらに掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を經濟産業大臣に、政令で定めた日」に改め、同号ハ中「第五条第一号、第二号」に改め、「同号ハ中「第五条各号」に改め、同号二中「第五号まで又は第八号」を「第七号まで、第十号又は第十一号」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「ホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者」を「通關業者(定義に係るもの)を除く。以下この項及び第五項において同じ。)」を加え、「同号」を「第六十九条の二十一第一項第十号」に改める。

第七十九条の二中「次条及び第七十九条の五第一項において」を「以下に」、「前条第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改める。

第七十九条の四第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「(二以上)の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 認定通關業者が死亡した場合で、第七十九条の六(許可の承継についての規定の準用)において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとするとするに改める。

第七十九条の五第一項第一号中「チまで」を「ホまで」に改める。

第六章の二中第七十九条の五の次に次の二条を加える。

(許可の承継についての規定の準用)

第七十九条の六 第四十八条の二(許可の承継)の規定は、認定通關業者について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第八十九条第二項中「前項」の下に「及び第九十一条」を加える。

第九十一条中「次に掲げる处分又は通知」を「この法律又は他の關税に関する法律の規定による財務大臣又は税關長の処分」に改め、「財務大臣は」の下に「次の各号のいずれかに該当する場合を除き」を加え、同条各号を次のように改める。

一 審査請求人から、その諮詢を希望しない旨の申出がされている場合(参加人(行政不服審査法第十三条第四項(参加人)に規定する参加人をいう。)から、当該諮詢をしないことについて反対する旨の申出がされてい

二 審査請求が不適法であり、却下する場合
 三 行政不服審査法第四十六条第一項(处分についての審査請求の認容)の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く)の全部を取り消し、又は同法第四十七条第一号若しくは第二号(処分についての審査請求の認容)の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く)。

四 行政不服審査法第四十六条第二項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く)。

第九十三条中「第九十一条第一号(審議会等への諮問)に掲げる処分又は同条第二号に掲げる通知」を「次に掲げる処分又は通知」に改め、同条に次の各号を加える。
 一 関税の確定若しくは徵収に関する処分又は滯納処分(国税徴収の例により関税を徵収する場合における滯納処分をいう。)

二 第六十九条の二第三項(輸出してはならない貨物)又は第六十九条の十一第三項(輸入してはならない貨物)の規定による通知
 附則第三項中「次項」を「附則第五項」に改め、附則第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第六項とし、附則中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条第八項第二号に規定する延滞税(以下この項において「滯納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税」という。)につきこれらの規定により免除し、又は免除することができない場合(「平成二十八年度まで」に、「及び別表第一の六」を「及び同表」に改め、同項ただし書中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、「飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの(以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。)に係る輸入数量(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。)の効力発生の日(以下「協定発効日」という。)から一年を経過した日の前の期間に係るものに限る。)及び「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定を「經濟上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。)に改め、「との合計数量を削り、同項第二号及び同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「関税定率法第三条」を「同法第三条」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定を「經濟上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。)に改め、「との合計数量を削り、同項第二号及び同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の八第一項中「協定発効日」を「オーストラリア協定の効力発生の日」に改め、別表第一第〇四〇二・一〇号中「中学校(義務教育学校の前期課程を含む)、中学校(義務教育学校の後期課程及び)に改め。

計の作成」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等に改め、同条第八項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「並びに」を「及び」に改め、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量(協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。)及び「(協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。)」を削り、「年度中のこれらの」を「年度中の同表に掲げる」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「関税定率法第三条」を「同法第三条」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定を「經濟上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。)に改め、「との合計数量を削り、同項第二号及び同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の八第一項中「協定発効日」を「オーストラリア協定の効力発生の日」に改め、別表第一第〇四〇二・一〇号中「中学校(義務教育学校の前期課程を含む)、中学校(義務教育学校の後期課程及び)に改め。

別表第一第二二・〇六項の次に次の二項を加える。

二二一・〇七

二二〇七・一〇

エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない)。

エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)。

一 アルコール分が九〇%以上のもの

(二) その他のもの

B その他のもののうち

バイオマス(動植物に由来する有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く))をいう。)から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであ

り、かつ、エチルーカーシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの

無税

○三〇三・五四

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他食用の魚のくず肉

肝臓、卵及びしらこ

二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

その他のもの

(二) その他のもの

別表第一「第二九〇九・一九号中「エタノール」を「エチルアルコール(エタノール)」に改める。
別表第一の三中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「中学校〔〕」を「(義務教育学校の前期課程を含む)」、中学校(義務教育学校の後期課程及び)に改める。

別表第一の三の二、別表第一の八中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改める。

第五条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

別表第一第〇三・〇三項を次のように改める。

○三・〇三 魚冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚の

斐レその他の魚肉を除く。)

にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ

イ、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわ

し(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカ

ルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属の

もの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベ

ル・アウストララシクス及びスコムベ

ル・ヤボニクス)

別表第一第〇三・〇七項を次のように改める。

うち

さば(スコムベル・スコムブルス、スコム

ベル・アウストララシクス及びスコムベ

ル・ヤボニクス)

軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩藏し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない)、くん製した軟

体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若し

くはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを

問わない)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食

用に適するものに限る。)

さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(テカブテルス属のもの)、からふとししゃも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(テカブテルス属のもの)、からふとししゃも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

七%

四・二%

七

官報(号外)

○三〇七・七九	クラム、コックル及びアークシェル(るねがい科、スランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、まといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、きぬのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、までがい科、しやこがい科又はまるすぐれがい科のもの) その他のもの	アイ ア キ ヌ マ ト リ ス オ ガ イ ケ シ エ ル ル ネ ガ イ ケ ス ラ ン ド ガ イ ケ ざ る が い ケ ふ じ の は な が い ケ ま と い が い ケ ば か が い ケ ち ど り ま す お が い ケ お お が い ケ あ さ じ が い ケ き ぬ た あ げ ま き が い ケ ま で が い ケ し や こ が い ケ 又 は ま る す ぐ れ が い ケ の も の)	六・四%
○三〇七・八七	一 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	一 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	六・四%
○三〇七・八八	二 その他のもの (三) その他のもののうち はまぐり(乾燥したものに限る) あわび(ハリオティス属のもの)及びそでばら(ストロムブス属のもの)	二 その他のもの (三) その他のもののうち はまぐり(乾燥したものに限る) あわび(ハリオティス属のもの)及びそでばら(ストロムブス属のもの)	九%
○三〇七・九九	一 くん製したもの (一) くん製したもの スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱以外のもの (二) 除虫菊 無税 (一) 生鮮のもの及び 乾燥したもの 無税 (二) その他のもの 無税	一 くん製したもの (一) くん製したもの スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱以外のもの (二) 除虫菊 無税 (一) 生鮮のもの及び 乾燥したもの 無税 (二) その他のもの 無税	六・四%
別表第一第三〇三・〇八項中「エキキヌス・エスクレントウス」を「エキヌス・エスクレントウス」に改める。 別表第二第一一一一項中「もの及び」の下に「冷蔵し、冷凍し又は」を加え、同表第二一一一・九	一六〇五・五六	一六〇五・五四	一六〇五・五三
○号中】 二 除虫菊 — 無税】 を	一六〇五・五七	一六〇五・五五	一六〇五・五四
に改め、同号の前に次の「一」号を加える。 ———・——— おたねにんじん	一六〇五・五八	一六〇五・五七	一六〇五・五六
別表第二第一六〇四・一七号の次に次の「一」号を加える。	一六〇五・五九	一六〇五・五八	一六〇五・五七
——— 一六〇四・一八 ふかひれ	七・二%	七・二%	七・二%
別表第二第一六〇五・二二号から第一六〇五・四〇号までの規定中「單に」を「くん製したもの及び單に」に改め、同表第一六〇五・五一号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。 ——— 一六〇四・一八	七・二%	七・二%	七・二%
別表第二第一六〇五・二二号から第一六〇五・四〇号までの規定中「單に」を「くん製したもの及び單に」に改め、同表第一六〇五・五一号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。	六・四%	六・四%	六・四%
平成二十八年三月十七日 衆議院会議録第十七号 関税率法等の一部を改正する法律案及び同報告書	八	八	八

別表第二第一六〇五・六一号から第一六〇五・六九号までを次のように改める。

一六〇五・六一

一 くん製したもの
二 その他のもの

六・四%
八%

一六〇五・六二

一 くん製したもの
二 その他のもの

六・四%
八%

一六〇五・六三

一 くん製したもの
二 その他のもの

六・四%
八%

一六〇五・六九

一 くん製したもの
二 その他のもの

六・四%
八%

一六〇五・六九

一 くん製したもの
二 その他のもの

六・四%
八%

官 報 (号 外)

六九号 (二)又は
げる物

関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる物品のうち
にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラ
スイイ)、いわし(サルティノブス属又はエングラウリ
ス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコ
ムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニ
クス)、あじ(トラクルス属又はテカブテルス属の
もの)及びさんま(コロラビス・サイラ)
にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラ
グラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ
属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エト
ルメウス属又はサルディノブス属のもの)、あじ(トラ
クルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロ
ラビス属のもの)

関税率表第〇三〇五・七九号の二の(B)若しくは(二)のB
に掲げる物品のうち
B又は第〇三〇五・七九号の二の(B)若しくは(二)のB
又は第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四三号又は第〇三
〇七・四九号の二に改め、「セビア・オフィキナリス」を削り、「又は第〇三〇七・九九号の一若
しくは三」を「第〇三〇七・九二号又は第〇三〇七・九九号の二」に改め、「いか(もんごういかを
除く)」を削る。

(通関業法の一部改正)

第六条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十条を「一第四十条の二」に改
める。

第十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項
第二号中「死亡し、又は」を削り、同号を同項第
三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え
れる。

第十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項
第二号中「死亡し、又は」を削り、同号を同項第
三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え
れる。

二 死亡した場合で、第十二条の二第二項の
規定による申請が同項に規定する期間内に
されなかつたとき、又は同項の承認をしな
い旨の処分があつたとき。

第十二条の次に次の一条を加える。

(許可の承継)

第十二条の二 通関業者について相続があつた
場合

4 通関業者について合併若しくは分割(通關
業を承継させるものに限る)があつた場合又

は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者(次項において「合併後の法人等」という。)は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかるらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができること。

5 税関長は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

6 税関長は、第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可について第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき付された条件(この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。)を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三条第三項の規定を準用する。

7 税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第三十四条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「附された条件」を「付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。以下この号において同じ。)」に改め、同項第四号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第七条 通関業法の一部を次のように改正する。

1 目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に、「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

2 第三条第一項中「その業に従事しようとする地を管轄する税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

3 第四条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第二号中「通關業務を行なおう」とする地域及びその」を削り、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

4 第五条第一項中「税關長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第四号中「行なおう」を「行おう」に改め、同号を第九号とし、第六号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

(不服申立て)

第五章中第四十条の次に次の二条を加える。(不服申立て)

第六十条の二 関税法第九十一条の規定は、この法律の規定による税関長の処分について審査請求があつた場合について準用する。

第四十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「附された条件」を「付され

た条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)」に改める。

(不服申立て)

第五章中第四十条の次に次の二条を加える。

(不服申立て)

第六十条中「税關長」を「財務大臣」に改め、同条第三号中「禁錮」を「懲錮」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第六条中「税關長」を「財務大臣」に改め、同条第三号中「禁錮」を「懲錮」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第六条中「税關長」を「財務大臣」に改め、同条第三号を次のように改める。

(營業所の新設に係る許可の特例)

第九条 認定通関業者(関税法第七十九条第一

項の認定を受けた者をいう。)である通関業者

は、通關業務を行う營業所を新たに設けよう

とする場合には、前条第一項の規定にかかる

らず、政令で定めるところにより、財務大臣

に、その旨を届け出ることができる。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定

(同法第三十二条の三第七項及び第三十二

条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、

又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二

百四条、第二百六条、第一百八条、第二百

八条の二第一項、第二百一十二条若しくは

第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等處

罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)

の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であ

つて、その刑の執行を終わり、又は執行を

受けたことがなくなつた日から二年を経過

しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律第二条第六号に規定する暴力団員

(以下この号において「暴力団員」という。)

又は暴力団員でなくなつた日から五年を経

過していない者(第十号において「暴力団

員等」という。)

第六条に次の二号を加える。

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配

されている者

第八条第一項中「その通關業の許可に係る

「税關長」を「財務大臣」に改める。

第十二条中「各号のいずれか」を「各号の

「税關長」を「財務大臣」に改め、同条第一

号中「第五号まで又は第八号の」を「第七号ま

で、第十号又は第十一号のいずれか」に改め

る。

第十三条第一項中「通關業者」の下に「通

「關業務を適正に行うため」を加え、「行なう」を

「行う」に改め、同項ただし書中「が次の各号の

官報(号外)

一に該当する」を「において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類の貨物のみに限られている」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十八条の見出しを「料金の掲示」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条第二項及び第三項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十一条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第七号までの」を「第九号までのいずれか」に改める。

第三十二条第二項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第七号までの」を「第九号までのいずれか」に改める。

第四章中第三十四条の前に次の二条を加える。

(業務改善命令)

第三十三条の二 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十四条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、「戒告」を削り、同項第一号中「この法律に」を「若しくはこの法律に」に、「命令」の下に「若しくはこれらに基づく処分」を加え、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十五条第一項及び第三十六条中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十七条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「職員は」を削り、「場合には」を「職員は」に改める。

第三十九条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第四十条の二中「による」の下に「財務大臣又は」を加える。

第五章中第四十条の二の次に次の二条を加える。(権限の委任)

第四十一条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「又は第九条の規定」及び「又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において」を削る。

第四十二条第一項中「一に」を「いすれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第四十三条第一項中「一に」を「いすれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第三十三条の二の規定による命令に違反した者

第四十三条第二号中「税關職員」を「職員」に改める。

第四十四条第一項中「一に」を「いすれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第三条中関税法第六十九条の二から第六十九条の五までの改正規定、同法第六十九条の十四までの改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同法第六十九条の八第一項の改正規定、同法第六十九条の十から第六十九条の十四までの改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同法第六十九条の十八第一項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一項の改正規定 平成二十八年六月一日

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十三条规定の改正規定並びに附則正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十二条第八項を「第十二条第九項(延滞税)」に改める部分を除く。)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

四 第二条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分

に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「職員は」を「職員は」に改め、同条第二項中「税關職員は」を削り、「場合には」を「職員は」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第九十一条の改正規定及び同法第九十三条の改正規定並びに第六条中通関業法目次の改正規定及び第六条中通関業法目次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を加える改正規定 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日

二 第三条中関税法第六十九条の二から第六十九条の五までの改正規定、同法第六十九条の十四までの改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同法第六十九条の十から第六十九条の十四までの改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同法第六十九条の十八第一項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一項の改正規定 平成二十八年六月一日

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定並びに附則正規定、同法第十二条第八項を「第十二条第九項(延滞税)」に改める部分を除く。)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

四 正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定((「許可の要件」)を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第六十八条の次に一條を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第六十八条の次に一节を加える改正規定、同法第六十九条の四第一項の改正規定((「二以上」の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。)を削る部分に限る。)及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の関税法(以下この条及び附則第四条第二項において「新関税法」という。)第六条の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条に規定する書面その他財務省令で定める郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者又

は同条第九項に規定する特定信書便(事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。)により提出された場合について適用する。

2 新関税法第十二条第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第九項に規定する法定納期限が到来する関税に係る延滞税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の関税法第五項において「旧関税法」という。)第十一条第八項に規定する法定納期限が到来した関税に係る延滞税については、なお従前の例によること。

3 前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前に関税に係る延滞税について新関税法第十二条第七項第三号の規定を適用する場合には、同号中「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項又は第四項(執行停止)」とあるのは「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第三十四条第二項又は第四項(執行停止)」とする。

4 新関税法第十二条第十一項の規定は、平成一十九年一月一日以後に同条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用する。

5 新関税法第十二条の二から第十二条の四までの規定は、平成二十九年一月一日以後に新関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に旧関税法第十二条第八項又は新関税法第十二条第九項に規定する法定納期限(以下この項において「旧法定納期限」という。)が到来した関税については、なお従前の例による。この場合において、同日

前に旧法定納期限が到来した関税に係る旧関税法第十二条の三の規定による無申告加算税(同条第四項の規定の適用があるものを除く。)又は

は、新関税法第十二条の四の規定による重加算税(同条第四項の規定の適用があるものを含む。)又は

申告加算税等とみなす。

6 新関税法第四十七条(新関税法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日以後にある場合について適用し、当該許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日前にあった場合については、なお従前の例による。

7 新関税法第九十一条の規定は、第一号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用し、財務大臣又は税関長の処分に係るものについては、なお従前の例による。

8 第四号施行日前にした行為及び第四項の規定については、その者が旧通関業法第三条第一項の許可を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も早い日)を新通関業法第三条第一項の許可を受けた日とみなす。

9 第二項に規定するもののほか、第四号施行日前に旧通関業法によりした処分、手続その他の行為で、新通関業法中相当する規定があるものは、新通関業法によりしたものとみなす。

10 第二項第一号の規定により通関士を設置することを要しないこととされていた通関業務を行う

業所(旧通關業法第三条第二項(旧通關業法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通關業務を行ふことができる地域を限定する条件が付されていたものに限る。)であつて、第七条の規定の施行の際現に通關士を置いていないものについては、第四号施行日から起算して五年を経過する日又は新通關業法第十三

条第九項に規定する特定信書便(事業者によること)により提出された場合について適用する。

法第十二条の三の規定による無申告加算税(同条第十二条の三第三項に規定する無申告加算税(同条第十二条の四の規定による重加算税(同条第四項の規定の適用があるものを除く。)又は

申告加算税等とみなす。)

は、新関税法第十二条の四の規定による重加算税(同

申告加算税等とみなす。)

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 新通關業法第四十条の二の規定は、第四号施

行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に

係る審査請求について適用する。

8 第四号施行日前にした行為及び第四項の規定

によりなおその効力を有するものとされる場合

における第四号施行日以後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律

の施行に関する必要な経過措置は、政令で定め

る。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日前にされた財務大臣又は税関長の処分に

係る審査請求について適用する。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用

する。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「その保

税地域の所在地の所轄税關長」を「税關長」に改

める。

五

規定期は適用せず、旧通關業法第九条及び第十三

条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5 新通關業法第三十三条の二の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の業務について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

6 新通關業法第三十四条の規定は、第四号

施行日以後にした通關業者の行為について適用し、

第四号施行日前にした通關業者の行為について

は、なお従前の例による。

7 第二十八条の三第一項中「その保税地域の所

在地」を「納稅地」に改め、同条第七項中「もよ

り」を「最寄り」に改める。

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

</

第三十条の五第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一一部改正)

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条 第二項中「石油石炭税法及び」を「同法及び」に改め、同条第三項中「当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改め、同条第七項第一号中「第六項」を「前項」に改める。

第二十一条中「課税物品」の下に「(前項の課税物品を除く。)」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

関税法第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物品に係る内国消費税(石油石炭税法第十五条第二項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定による申告書に係る石油石炭税を除く。次項において同じ。)の納税地は、消費税法等の規定にかかるわらず、当該輸入申告に係る税関長の所属する税關の所在地とする。

第二十六条第二項中「おいて」の下に「同条第五項中」を、「輸入地」の下に「若ハ納税地」を加える。

(租税特別措置法の一一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項に次の一項を加える。

3 前項の場合において、関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者が前項の指定物品に係る消費税法第四十七条第二項の申告書(政令で定める物品に係るものを除く。)を税関長に提出するときは、いずれかの税関長に対して当該申告書を提出することができる。この場合における消費税の納税地は、前項の規定にかかわらず、当該申告書の提出をした税関長の所属する税關の所在地とする。

第八十七条の七第二項中「第八十五条第二項の下に「及び第三項」を、「所在地」との下に「同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「酒税法第三十条の三第二項」と」を加える。

第八十八条の三第二項中「第八十五条第二項の下に「及び第三項」を、「所在地」との下に「同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「たばこ税法第十八条第二項」と」を加える。

第八十九条の四第一項、第九十条の二第一項、第九十条の四第一項、第九十条の四の二第一項及び第九十条の四の三第一項中「その保税地」を「同項の税関長」に改め、同条第三項中「その保税地の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

第十九条 第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

第十五条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を削る。

(揮発油税法の一一部改正)

第十七条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を同項の「に改める。

第十四条 政府は、第七条の規定の施行後五年を経過した場合において、新通関業法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新通関業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第十四条 政府は、第七条の規定の施行後五年を経過した場合において、新通関業法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新通関業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、輸出し、又は輸入してはならない貨物への營業秘密侵害品の追加、輸出申告及び輸入申告を行う税関官署の自由化、暫定関税率の適用期限の延長並びに関税率表の品目分類の調整等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十二条の二第二項中「その保税地域の所在地」を「同項の税関長」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「その保税地の所在地」を「同項の税関長」に改める。

第十九条 挥発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

(たばこ税法の一一部改正)

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

(納税地)に改める。

域の所在地を所轄する」を削る。

第二十条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。

(消費税法の一一部改正)

第十三条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

(消費税法の一一部改正)

第十六条の二第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第八項中「もより」を「最寄り」に改める。

(たばこ税法の一一部改正)

第十六条の二第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

(石油ガス税法の一一部改正)

第十六条の四第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

(石油ガス税法の一一部改正)

第十三条第九項第三号中「が保税地域の所在地を所轄する税関長」を「が税関長」に改め、同号イ中「保税地域の所在地」を「納税地」に改め

(消費税法の一一部改正)

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第六項中「もより」を「最寄り」に改める。

(酒税法第三十条の三第二項)に改める。

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化に係る税関手続の改善等のための規定の整備を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成二十八年三月三十日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。

2 不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を、関税率法上の輸出入ではならない貨物に追加すること。

3 認定事業者のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税關官署に対しても輸出入申告を行えるようにするほか、通関業者の業務を各税關の管轄区域内に制限する規定を廃止する等、通関業制度について所要の見直しを行うこと。

4 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行なうほか、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化に係る税関手続の改善等のための規定の整備を図るもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

閣提出による減収見込額は、平成二十八年度において約六億円である。

本院において、税關における水際取締りの強化、貿易円滑化に係る税關手続の改善等のための規定の整備を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成二十八年三月三十日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。

2 不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を、関税率法上の輸出入ではならない貨物に追加すること。

3 認定事業者のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税關官署に対しても輸

出・輸入申告を行えるようにするほか、通關業者等の業務を各税關の管轄区域内に制限する規定を廃止する等、通關業制度について所要の見直しを行うこと。

4 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行なうほか、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化に係る税關手續の改善等のための規定の整備を図るもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、平成二十八年度において約六億円である。

右報告する。

平成二十八年三月十六日

財務金融委員長 宮下 一郎
衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たつては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から

国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和的との対外

経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税關業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税關業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内輸入申告を止めることにより、これら等の飛行の禁止に関する法律

(目的) 第一条 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

第一條 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号ヘに掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第一号に掲げる対象施設については第五条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規定により指定された地域をいう。

3 この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることができるものをいう。

4 この法律において「特定航空用機器」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの(高度又は進路を容易に変更することができるものとして國家公安委員会規則で定めるものに限る。)をいう。

5 この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいう。

一 小型無人機を飛行させること。

二 特定航空用機器を用いて人が飛行すること。

(国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定)

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定め

る対象施設の敷地(一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。)又は区域を指定しなければならない。

一 衆議院議長及び参議院議長 その所管に属する前条第一項第一号イに掲げる対象施設の敷地(国会議事堂の敷地にあつては、その所管に属する部分に限る。)

二 内閣総理大臣 前条第一項第一号ロに掲げる対象施設の敷地及び同号ホに掲げる対象施設の区域(一般の利用に供される区域を除く。)

三 対象危機管理行政機関の長 前条第一項第一号ハに掲げる対象施設の敷地

四 最高裁判所長官 前条第一項第一号ニに掲げる対象施設の敷地

5 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設が対象施設でなくなったときは、直ちに当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

6 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

2 前項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おもね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おもね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

4 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象政党事務所の名称、所在地及び敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 第一項の規定によりその主たる事務所が対象政党事務所として指定された政党(次項において「対象政党」という。)は、第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなつたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、対象政党から当該対象政党に係る対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定の解除の要請があつたとき又は第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員若しくは参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなつたときは、直ちに当該対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定するとともに当該対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官(当該対象施設周辺地域が海域を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。次条第三項及び第五条第四項において同じ。)と協議しなければならない。

4 第一項各号に掲げる者は、同項各号に定める

<p>7 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政 党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係 る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、 その旨を官報で告示しなければならない。</p> <p>(対象外国公館等の指定等)</p> <p>第五条 外務大臣は、外交関係に関するウイーン 条約第一条(i)に規定する使節団の公館、領事関 係に關するウイーン条約第一条1(j)に規定する 領事機関の公館及び条約において不可侵とされ る外国政府又は国際機関の事務所並びに別表に 定める外国要人(以下この条において単に「外國 要人」という。)の所在する場所のうち、第一条 の目的に照らしその施設に対する小型無人機等 の飛行による危険を未然に防止することが必要 であると認めるものを、対象外国公館等として 指定することができる。この場合において、外 務大臣は、併せて当該対象外国公館等の敷地又 は区域を指定するものとする。</p> <p>2 外務大臣は、前項の規定により対象外国公館 等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指 定するときは、当該対象外国公館等の敷地又は 区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域 を、当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地 域として指定するものとする。</p> <p>3 外務大臣は、第一項の規定により対象外國 公館等として外国要人の所在する場所を指定し、 及び当該対象要人の所在する場所に係る対象外 國公館等の敷地又は区域を指定し、並びに前項 の規定により当該対象外国公館等に係る対象施 設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指 定するものとする。</p>
<p>4 外務大臣は、第一項の規定により対象外国公 館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を 指定し、並びに第二項の規定により当該対象外 國公館等に係る対象施設周辺地域を指定しよう とするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議 しなければならない。</p> <p>5 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外 國公館等の敷地又は区域並びに当該対象外 國公館等に係る対象施設周辺地域を指定する 場合に、広域にわたるおそれがあり、かつ、その施設に對 しテロリズムが行われた場合に、広域にわた り、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼす おそれのあるものとして政令で定めるもののう ち、第一条の目的に照らしその施設に対する小 型無人機等の飛行による危険を未然に防止する ことが必要であると認めるものを、対象対象外 國公館等に係る対象施設周辺地域に当該対象 外國公館等の敷地又は区域並びに当 該対象外國公館等に係る対象施設周辺地域を指 定するときは、その旨及び期間並びに当該対 象外國公館等の名称、所在地及び敷地又は区域 並びに当該対象外國公館等に係る対象施設周辺 地域を官報で告示しなければならない。</p> <p>6 外務大臣は、対象外國公館等及び当該対象外 國公館等の敷地又は区域並びに当該対象外 國公館等に係る対象施設周辺地域についてその指定 の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに當 該指定を解除しなければならない。</p> <p>7 第四項の規定は、前項の規定による指定の解 除について準用する。</p>
<p>2 国家公安委員会は、前項の規定により対象原 子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又 は区域を指定するときは、当該対象原子力事業 所の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百 メートルの地域を、当該対象原子力事業所に係 る対象施設周辺地域として指定するものとす る。</p> <p>3 国家公安委員会は、第一項の規定により対象原 子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又 は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象 原子力事業所に係る対象施設周辺地域を周知する ため、対象施設、対象施設の指定敷地等 (第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項 又は前条第一項の規定により指定された敷地及 び区域をいう。以下この条及び第十一条第一項 において同じ。)及び対象施設周辺地域を国民に 周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地 等及び対象施設周辺地域に關する地図を作成 し、インターネットの利用その他の方法により 公表するものとする。</p> <p>(対象施設等の周知)</p> <p>第七条 国は、対象施設、対象施設の指定敷地等 (第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項 又は前条第一項の規定により指定された敷地及 び区域をいう。以下この条及び第十一条第一項 において同じ。)及び対象施設周辺地域を国民に 周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地 等及び対象施設周辺地域に關する地図を作成 し、インターネットの利用その他の方法により 公表するものとする。</p> <p>(対象施設周辺地域の上空における小型無人機 等の飛行の禁止)</p>
<p>4 第六条 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び 当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当 該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定し、並 びに前項の規定により当該対象原子力事業所に 係る対象施設周辺地域を周知するため、対象施設、 対象施設の指定敷地等(第三条第一項、第四条第一項 又は前条第一項の規定により指定された敷地及 び区域をいう。以下この条及び第十一条第一項 において同じ。)及び対象施設周辺地域を国民に 周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地 等及び対象施設周辺地域に關する地図を作成 し、インターネットの利用その他の方法により 公表するものとする。</p> <p>(対象施設周辺地域の上空における小型無人機 等の飛行の禁止)</p> <p>第八条 何人も、対象施設周辺地域の上空におい て、小型無人機等の飛行を行つてはならない。</p>

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

前項に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則(管区海上保安本部長への通報については、国土交通省令)で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会(当該対象施設周辺地域が第二条第一項第一号亦に掲げる対象施設に係るものである場合には東京都公安委員会及び皇宮警察本部長、当該対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長)に通報しなければならない。

(対象施設の安全の確保のための措置)

第九条 警察官は、前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から除去させることその他対象施設に対する危険

を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置を行つたとき、その命令の相手方が現場にいたために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行つてゐる者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官の職務の執行について準用する。

4 国又は地方公共団体は、第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者(前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行を行つた者を除く。)に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(経過措置)

第十一条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができ

(罰則)

第十二条 第八条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行つた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条第一項の規定による警察官の命令(同条第三項において準用する同条第一項の規定による皇宮護衛官又は海上保安官の命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項第二号(第五項及び第六項、第六条並びに第十条の範囲内において政令で)

第二項(第一項第二号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の範囲内において政令で)

第三項(第一項中第九十五号を第九十六号として、第八十九号から第九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八十八号から九十二号の二)

第四項(第一項中第九十二号の次に次の一号を加える。第一項中第九十二号を第九十六号として、第八十九号から九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八十八号から九十九号の二)

機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条 第九十二号の二(第一項中第九十二号の次に次の一号を加える。第一項中第九十二号を第九十六号として、第八十九号から九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八十八号から九十九号の二)

第五条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

第六条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第七条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第八条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第九条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十一条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十二条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十三条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十四条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十五条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十六条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十七条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第十八条 政府の重要政策に関する総合調整等に関する法律(平成二十七年法律第二百四十九号)第五条を「第五条を第九十六号に改める。」

第二十条 国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人

第六条のうち総務省設置法第四条中第九十号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げる改正規定中「第九十九号までを四号」を「第九十二号までを四号ずつ繰り上げ、第九十二号の二を第八十九号とし、第九十三号から第九十九号までを三号」に改める。

附則第二十六条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第九十号」に改める。

別表 外国要人(第五条関係)

一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む)及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

四 外国の外務大臣以外の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外務の大臣に準ずる地位にある者

五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となつてゐる国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

六 前各号に掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの人と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

議案の目的及び要旨
本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の國の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会衆法第二四号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の國の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もつて国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

5 警察官等は、4に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合等には、当該小型無人機等の飛行を行つてゐる者は、当該小型無人機等の飛行に係る機器に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

6 5の場合において、5による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は5の小型無人機等の飛行を行つている者に対し当該措置をとることを命ずるといふがないときは、警察官等は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

平成二十八年三月十六日
右 報告する。

内閣委員長 西村 康稔
衆議院議長 大島 理森殿

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十八年一月二十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律案

(雇用保険法の一部改正)
第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第二項中「掲げる」を「定める」と、「額。」を「額。」に改める。

第六十二条の四第四項中「第一号」を「第二号に掲げる額」に改め、「第一号ハ」の下に「に定める額」を加える。

第六十二条の六第四項中「第一号」を「第二号に掲げる額」に、「第二号ハ」を「第二号口に定める額」に改める。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第六号

四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第三十四条第一項の同意を得た同項に規定する地域高年齢者就業機会確保計画(同条

第四項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次条第一項第七

号において「同意地域高年齢者就業機会確保計画」という。)に係る同法第三十四条第

二項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。

第六十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

(介護休業給付金に関する暫定措置)

第十二条の二 第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定については、当分の間、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「高年齢継続被保険者の求職者給付」を「高年齢被保険者の求職者給付」に改める。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号と

し、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十一条第三項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

第三章第二節の二の節名を次のように改める。
第二節の二の節名を次のように改める。

第三章第二節の二の節名を次のように改める。

第二節の二の節名を次のように改める。

項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する場合における第二十二一条第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは、「高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九条第二項」とあるのは、「第二十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項」とする。

第四十三条第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

第五十六条の三第一項第二号中「限る。」の下に「高年齢受給資格者(高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。以下この節において同じ。)」を加え、「含む。以下同じ。」を「含む。以下この節において同じ。」に改め、同条第二項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第五十九条の見出しを「(求職活動支援費)」に改め、同条第一項を次のように改める。

用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項に規定する一千万七百四十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額))

4 前項に規定する場合における第二十二一条第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは、「高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九条第二項」とあるのは、「第二十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項」とする。

第五十九条の見出しを「(求職活動支援費)」に改め、同条第一項を次のように改める。

に改め、同項第二号中「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加え、同条第二項中「高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。」を削る。

第六十一条の四第一項中「高年齢継続被保険者」を削り、「その一歳」の下に「に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である被保険者に委託されている児童のうち、当該被保険者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項及び第六項において同じ。）」を加え、「に満たない子」を「に満たない子」に改め、同条第七項中「第二十二条第三項」の下に「及び第三十七条の四第三項」を加え、「あるのは」を「とあるのは」に改め、「であつた期間に」との下に「、第三十七条の四第三項中「第二十二条第三項」とあるのは「第二十二条第二項（第二十二条第三項）とあるのは「第二十二条第二項（第二十二条第三項）において読み替えて適用す第六十一条の四第七項において読み替えて適用する場合を含む。」とを加える。

第六十一条の六第一項中「ための休業の下に

「（以下「介護休業」という。）」を加え、「当該休業を「当該介護休業（当該対象家族を介護するための二回以上の介護休業をした場合にあっては、初回の介護休業とする。以下この項において同じ。）」に、「（当該休業）を「（当該介護休業）に改め、同条第二項中「同項に規定する休業」を「介護休業（同一の対象家族について二回以上の介護休業をした場合にあっては、初回の介護休業をする場合に限る。）」に改め、同条第三項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「当該対象家族を介護するための休業」及び「当該休業を

に規定する休業」を「介護休業」に、「同項」を「（当該介護休業）に改め、同条第四項中「休業」を「介護休業」に改め、同条第五項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「同項」を「（当該介護休業）に改め、同条第六項中「が対象家族を介護するための休業」を「が介護休業」に改め、「あつて、当該休業を開始した日から起算して九十三日を経過する日後」を削り、「該当する休業」を「該当する介護休業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 同一の対象家族について当該被保険者が四回以上の介護休業をした場合における四回以後の介護休業

第六十一条の六第六項第一号中「当該対象家族を「同一の対象家族」に、「休業（対象家族を介護するための休業をいう。以下この号において同じ。）」を介護休業に、「休業を開始」を當該介護休業を開始に、「休業を終了」を当該介護休業を終了に、「日後の休業」を「日後の介護休業」に改める。

第六十一条の七第二項中「前条第一項に規定

する休業」を「介護休業」に、「前項」を「同項」に、「当該休業」を「当該介護休業」に改め、「（第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第四項中「千分の十七・五」を「千分の十五・五」に改め、同項ただし書

第六十六条第三項第一号イ中「（徴収法第十一

条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）をえた額のうち雇用保険率に応する部分の額から高年齢者免除額（減じた額）を削る。

第七十二条第一項中「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改める。

第七十九条の二中「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第十二条の二中「第六十一条の六第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「同条第四項」を「第六十一条の六第四項」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のよう

に改定する。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（一般保険料の額）」を付し、同条第一項中「第十二条」を「次条」に改める。

第十二条の二を削る。

第六十一条の七第二項中「前条第一号中「雇用保険率」の下に

「第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。」を加え、同条第四項中「千分の十七・五」を「千分の十五・五」に改め、同項ただし書

第六十六条第三項第一号イ中「（徴収法第十一

条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）をえた額のうち雇用保険率に応する部分の額から高年齢者免除額（減じた額）を削る。

第七十二条第一項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に、「千分の二十・五」を「千分の十八・五」に改め、同条第五項中「千分の十三・五から千分の二十九・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十一から千分の十九まで」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の

(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のよう改定する。

四 計画期間

策について協議を行うための協議会を組織することができる。

の十六・五から千分の一「十四・五まで」を「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」に、「千分の十六から千分の二十四まで」を「千分の十四から千分の二十二まで」に改める。

第十五条の前の見出しを削り、同条として「(概算保険料の納付)」を付する。

第十六条中「第十五条第一項」を「前条第一項」に改める。

卷之三

「第四章 削除」を「第四章 地域の実需に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確立第三十四条 第三十五条」に、「第四十条 第三十六条」に、「第四十一条 第四十三条 第三十七条 第四十三条」に改める。

一 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項
二 地方公共団体及び次条第一項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

の結果を尊重しなければならない。
第三十一条中「第二十四条第一項」を「第二十六
条第一項」に改め、第三章第三節中同条を第
三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の前
の見出しを削り、同条を第三十一条とし、同条

第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「確定保険料」を付する。

第十九条の二を削る。

第二十二条第三項中「第三項」を「第一項」に改める。

第三十一条第一項第一号イ中（高年齢者免除）額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般

保険料の額に当該事業に係る高齢者免除額を
加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額が

ら当該高年齢者免除額を減じた額】を削り 同
条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前

項」は改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十一条第一項中「第三項」を「第一項」に改める。

附則第八条を次のように改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正)

第四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第十八条の二を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の二を第十八条とする。

第五章中第四十条を第三十六条とする。

第四十一条第一項中「含む。」の下に「第三十九条及び」を加え、「次条第一号及び第二号」を「次条第一項第一号及び第二号」に改め、第六章第一節中同条を第三十七条とする。

第四十二条第三項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第六項の表第五条第二項の項中「第四十二条第五项」を「第三十八条第五项」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第三十九条 都道府県知事は、シルバー人材セ

ンターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に關し、労働力の確保が必要な地

域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相

当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第二号及び第四号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。)と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。

一 当該指定に係る市町村の長

二 当該指定に係るシルバー人材センター

三 指定しようとする業種及び職種に係る有

料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る

市町村の区域において営む事業者を代表す
る者

四 当該指定に係る市町村の区域の労働者を
代表する者

五 都道府県知事は、第一項の指定をしようと
するときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協
議しなければならない。

六 第一項の指定に係る市町村の区域におい

て、シルバー人材センターが同項の規定によ
り指定された業種及び職種について前条第二
項の規定により有料の職業紹介事業(就業の
場所が当該市町村の区域内にある求人に係る
ものに限る。)を行う場合における同条第一項
第二号の規定の適用については、同号中「輕
易な業務」とあるのは、「軽易な業務若しくは
その能力を活用して行う業務」とする。

七 第一項の指定に係る市町村の区域におい
て、シルバー人材センターが同項の規定によ
り指定された業種及び職種について前条第五
項の規定により労働者派遣事業(派遣就業労
働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就
業をいう。)の場所が当該市町村の区域内にあ
る場合に限る。)を行う場合における前条第一
項第四号の規定の適用については、同号中

「及び他の軽易な業務」とあるのは、「並
びに他の軽易な業務及びその能力を活用
して行う業務」とする。

四十年 都道府県知事は、前条第一項の指定
をした業種及び職種が同項に規定する基準に
適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指
定を取り消すものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による取
消しについて準用する。

第四十三条を第四十一条とする。

第四十三条の二中「第四十二条第一項」を「第
三十八条第一項(第三十九条第五項及び第六項
の規定により読み替えて適用する場合を含む。
次条において同じ。)」に改め、同条を第四十二
条とする。

第四十三条の三第一項中「第四十二条第一項」
を「第三十七条第一項」に改め、同項第一号中
「第四十二条第一項」を「第三十八条第二項」に改
め、同条を第四十三条规定する。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を
「第三十八条第一項」に、「第四十二条第一項各号」に
「第三十九条第五項及び第六項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。次条において
同じ。」に、「第四十三条の三第一項」を「第
三十八条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第三
三項中「第四十二条第一項」を「第三十七条第一
項」に改める。

第四十五条中「第四十二条第一項」を「第三
七条第三項」に、「第四十二条から第四十三條の
三まで」を「第四十二条から第四十三條まで」
に、「第四十二条の二」を「第四十二条に
「第四十二条第一項」を「第三十八条第一
項(第三十九条第五項及び第六項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。次条において
同じ。)」に、「第四十三条の三第一項」を「第
三三条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第三
七条第一項」に、「中「第四十二条第一項」を「中
「第三十八条第一項」に改め、「同項第四号中
「前条」とあるのは「第四十八条において準用す
る前条」とを削る。

第五条 雇用の分野における男女の均等な機会及
遇の確保等に関する法律の一部改正

に、「第四十二条第一項」を「第三十八条第二項」
に、「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」
に改め、「シルバー人材センター連合」との下
に「第三十九条第一項中「センターの指定区
域」とあるのは「連合の指定区域」と」を加え、
「第四十三条の二」を「第四十二条」に改め、
「「第四十二条第一項」と「同項第四号中「前
条」とあるのは「第四十五条において準用する前
条」と」を削る。

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の指定
をした業種及び職種が同項に規定する基準に
適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指
定を取り消すものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による取
消しについて準用する。

第四十三条を第四十一条とする。

第四十三条の二中「第四十二条第一項」を「第
三十八条第一項(第三十九条第五項及び第六項
の規定により読み替えて適用する場合を含む。
次条において同じ。)」に改め、同号中

「第四十二条第一項」を「第三十八条第二項」に
改め、「シルバー人材センター連合」との下
に「第三十九条第一項中「センターの指定区
域」とあるのは「連合の指定区域」と」を加え、
「第四十三条の二」を「第四十二条」に改め、
「「第四十二条第一項」と「同項第四号中「前
条」とあるのは「第四十五条において準用する前
条」と」を削る。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を
「第三十八条第一項」に、「第四十二条第一項各号」に
「第三十九条第五項及び第六項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。次条において
同じ。」に、「第四十三条の三第一項」を「第
三十八条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第三
三項中「第四十二条第一項」を「第三十七条第一
項」に改める。

第四十五条中「第四十二条第一項」を「第三
七条第三項」に、「第四十二条から第四十三條の
三まで」を「第四十二条から第四十三條まで」
に、「第四十二条の二」を「第四十二条に
「第四十二条第一項」を「第三十八条第一
項(第三十九条第五項及び第六項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。次条において
同じ。)」に、「第四十三条の三第一項」を「第
三三条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第三
七条第一項」に、「中「第四十二条第一項」を「中
「第三十八条第一項」に改め、「同項第四号中
「前条」とあるのは「第四十八条において準用す
る前条」とを削る。

第五条 雇用の分野における男女の均等な機会及
遇の確保等に関する法律の一部改正

び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のよう改正する。

第十一の次に次の二条を加える。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第一条の二 第二項を、「第十一の二第一項」の下に「第十一の二第二項」を、「第七条、その他の妊娠又は出産をしたこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第二条 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関するため必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

第三条 第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第十六条 第二項中「第十一の二第一項」の下に「第十一の二第二項」を加える。

第二十条 第二項中「第十一の二第一項」の下に「及び第十一の二第一項を、「性的な言動」の下に「又は同項に規定する言動」を加える。

第三十三条中「第十一の二第一項」の下に「第十一条の二第一項」を加える。

一条の二第一項】を加える。

第三十一条第一項中「第十一の二第一項」の下に「第十一の二第二項」を、「第七条、その他の妊娠又は出産をしたこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第二条 第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とを加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 第二節 指定法人(第三十六条)」を「第十五章 第二節 指定法人(第三十六条)」と改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第七条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九章 第二節 国等による援助(第三十一条)」を「第十九章 第二節 指定法人(第三十六条)」と改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に、「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改める。

第四十七条の二中「第十一の二第一項」の下に「第十一の二第二項」を、「同法第十一の二第一項」の下に「及び第十一の二第一項」を加える。

第十六条 第二項中「第十一の二第一項」の下に「第十一の二第二項」を加える。

第十七条 第二項中「第十一の二第一項」の下に「第十一の二第二項」を加える。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例)

第四十七条の三を第四十七条の四とし、第三章第四節中第四十七条の二の次に第一条を加える。

第十章 対象労働者等に対する国等による援助

ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該派遣労働者を雇用する事業主ともまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十二条(同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む)、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の二、第二十三条の二及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、同条中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とある。

削る。

第三十六条から第五十二条までを次のように改める。

第五十七条中「第二十三章並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」を「並びに第二十三条」に改める。

第六十条第一項中「第十六章第二節」を削り、「第六十七条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「「第二十三章並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」とを削る。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」及び第六十六条に改める。

第六十五条を第六十四条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条を第六十六条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十八条を第六十六条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条を第六十六条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十八条を第六十六条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十八条を第六十六条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十八条を第六十六条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十八条を第六十六条とする。

第十章第一節の節名及び同章第二節の節名を

第四十七条の三 労働者派遣の役務の提供を受

家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)を除き、以下同じ。」を加え

て「九十三日経過日」という。を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)を「かなら六月を経過する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者」に改め、同条第一項各号を次のように改める。

一 当該対象家族について三回の介護休業をした場合

二 当該対象家族について介護休業をした日数(介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二回以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。第十五条第一項において「介護休業日数」という。)が九十三日に達している場合

第五条第一項第二号中「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)を「一歳六ヶ月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のものが満了することが明らかでない者)に改め、

同条第三項ただし書中「が当該子の一歳到達日を「が当該子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)に改める。

第九条の二第一項中「同条第三項各号列記以外の部分中「一歳到達日」を同条第三項ただし書中「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)に、「一歳到達日(当該配偶者)」「一歳到達日」という。(当該配偶者)に改める。

第十一一条第一項第二号中「(以下この号において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)を「かなら六月を経過する日までに、その労働契約(労

第十五条第一項中「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改める。

第十六条の二中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「日」の下に「前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護休暇の開始及び終了の日時」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 子の看護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

2 介護休業は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定めるところにより、

厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第十六条の六第二項中「六月」との下に「同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で介護休暇を取得するところが困難と認められる業務に従事する労働者(同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。)」と

第十六条の八第二項中「第十七条第二項前段」の下に「(第十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十六条の三第二項中「六月」との下に「同項第二号中定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。)」と

第十六条の九前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に、「同項」を「第十六条の八第一項」に改め、第六章中同条を第十六条の十とし、第十六条の八の次に次の一項を加える。

第十六条の九 前条第一項から第三項まで及び

第四項(第二号を除く。)の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について

準用する。この場合において、同条第一項中

「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家

族を介護する」と、同条第三項及び第四項第

一号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育

とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十四条第一項中「次条第一項及び第二十

三条第三項」を「及び次条第一項」に改め、同条第二項中「撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出につれては、当該撤回後になされた最初の介護休業申出に

二項中「前項」を「第一項」に改め、「日」の下に「前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは介護休暇の開始及び終了の日時」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 介護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の介護休業申出については」に改める。

第十七条第二項中「第十六条の八第二項前段」の下に「(第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十三条第一項第三号において「」を加え、
「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第二項中「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項中「介護する労働者」の下に「であつて介護休業をしていないものを加え、「連続する九十三日」を「連続する三年」に改め、「(当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日までこの期間における介護休業等日数が一以上ある場合にはあつては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が当該対象家族の当該要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から起算した連続する期間のうち当該労働者が介護休業しない期間とする。)」を削り、「措置」の下に「(以下この条及び第二十四条第二項において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)」を加え、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との

書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

第二十四条第一項第三号において「」を加え、
「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項中「介護する労働者」の下に「であつて介護休業をしていないものを加え、「連続する九十三日」を「連続する三年」に改め、「(当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日までこの期間における介護休業等日数が一以上ある場合にはあつては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が当該対象家族の当該要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業をしたことがある場合にあつては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から起算した連続する期間のうち当該労働者が介護休業しない期間とする。)」を削り、「措置」の下に「(以下この条及び第二十四条第二項において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)」を加え、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の三中「前条」を「第二十五条に定める事項及び前条」に改める。

第五十六条の二中「第十六条の九」を「(第十

六条の九第一項において準用する場合を含む。)、第十六条の十」に改め、「第十六条の五第一項」の下に「及び第二項」を、「第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号」の下に「(これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十

二 条及び第三十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

る改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五条の二を削る改正規定、同法第十六条及び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九条の二を削る改正規定並びに同法第二十二条第三項、第三十一条及び第三十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の規定 平成三十二年四月一日

(介護休業給付金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下この項及び次項において「第一条改正後雇用保険法」という。)第六十一条の六第四項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者(第三項の規定により第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「第二条改正後雇用保険法」という。)第六十一条の六の規定が適用される者を除く。)について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法次項において「第一条改正前雇用保険法」という。)第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一条改正後雇用保険法附則第十二条の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に開始された第一条改正前雇用保険法第六十一条の六第一項に

規定する休業に係る介護休業給付金については、なお従前の例による。

規定する休業に係る介護休業給付金については、なお従前の例による。

(第二条改正後雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。)、日雇受給資格者(第二条改正後雇用保険法第五十六条の三第一項第二号に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同じ。)又は特例受給資格者(雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者をいう。次条において同じ。)となつた者を除く。)に対する雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給については、なお従前の例による。

(高年齢被保険者に関する経過措置)

第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続いて雇用されている者(雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。)については、施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。

第四条 第二条改正後雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者、日雇受給資格者又は特例受給資格者となつてないものを除く。)について適用し、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

(就業促進手当に関する経過措置)

第五条 施行日前に第二条改正前雇用保険法第三第二項に規定する高年齢受給資格者となつた者(次条において「旧高年齢受給資格者」という。)(施行日以後に高年齢受給資格者

の雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とする。

場合において、同項第一号に規定する基準日がその者が高年齢継続被保険者でなくなつた日から同項第二号の厚生労働省令で定める期間内にあるときにおける同号の規定の適用については、同号中「高年齢被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とする。

(求職活動支援費に関する経過措置)

第六条 第二条改正後雇用保険法第五十九条の規定は、求職活動に伴い施行日以後に同条第一項各号に規定する行為(当該行為に關し、第二条改正前雇用保険法第五十九条の規定による広域求職活動費が支給されている場合における当該行為を除く。)をした者(施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者、日雇受給資格者又は特例受給資格者となつてないものを除く。)について適用し、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第七条 第二条改正後雇用保険法第六十六条第三項の規定は、平成三十二年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(雇用保険率に関する経過措置)

第十一条 第三条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る労働保険料(同法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に個別労働関係

紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項のあつせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置)

第十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(附則第十七条第一項において「行政執行法人」という。)の職員のうち、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員に対する育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(次項において「育児・介護休業法」という。)第六十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)第八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

² 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務

の職を占める職員以外の非常勤職員に対する育児・介護休業法第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)」とあるのは、「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)の規定による改正前の第十一条第一項た

だし書」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(職業安定法の一一部改正)

第十五条 職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第二十四条第一項」を

「第二十六条第一項」に改める。

(國家公務員退職手当法の一一部改正)

第十六条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正す

る。

第十条第四項中「その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項において「新退職

の職を占める職員以外の非常勤職員に対する育児・介護休業法第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)」とあるのは、「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)の規定による改正前の第十一条第一項た

だし書」とする。

前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第五項中「その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者については、求職活動支援費

第十条第十一項中「規定は」の下に「第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第四項又は第五項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第六項又は第七項」に改め、「」の下に「雇用保険法を加え、「及び第五十六条の三から第五十九条まで」を「及び」に、「第五十六条の三から第五十九条まで」を「雇用保険法」に改める。

(国家公務員退職手当法の一一部改正)

第十七条 退職職員(退職した国家公務員退職手当法第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。)第十条第十項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給される場合における当該行為を除く。)をしたもの

(施行日前一年以内に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項ま

での規定による退職手当の支給を受けることができる者となつてないもの)を除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職

手当法」という。)第十条第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における国家公務員退職手当法第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前

の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。

2 新退職手当法第十条第十項(第六号に係る部

分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為(当該行為に關し、前条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)第十条第十項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されて

いる場合における当該行為を除く。)をしたもの

(施行日前一年以内に旧退職手当法第十条第四

項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつてないもの)を除く。)について適用する適用事業とみなしたならば第二条改正前雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(以下この条において「新退職

第八十三条中「第二十条から第二十八条まで及び第三十一条を第二十二条から第三十条まで及び第三十三条に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

附則第四十三条の前の見出し中「高年齢求職者給付金等」を「高年齢雇用継続基本給付金等」に改め、同条第一項を削り、同条中第一項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第四十四条第一項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第四十五条第一項を次のように改める。

第三十一条 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。」第六条第二号から第五号までを「雇用保険法第六条第一号から第四号まで」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十二条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「第二十四条の二第三項第一号」を「第二十四条の二第三項第一号」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十四条の三第一項中「別表の十二の三の項」を「別表の十二の二の項」に改め、同条を第二十四条の二とする。

第二十四条の四中「別表の十二の四の項」を「別表の十二の三の項」に改め、同条を第二十四条の三とする。

別表の十二の二の項を削り、同表の十二の三の項中「第一十四条の三」を「第二十四条の二」に改め、同項を同表の十二の二の項とし、同表の十二の四の項中「二十四条の四」を「二十四条の三」に改め、同項を同表の十二の三の項とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

附則第四十六条第一項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十二条 前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による内閣総理大臣の認定に係る国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の区域をその区域に含む都道府県の知事が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に当該市町村の長から、当該市町村の区域において第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバーパートナーマッチングセンター連合が行う同法第四十五条第一項第一項第二号及び第四号に掲げる業務

一 議案の目的及び要旨
本案は、少子高齢化が進展する中で高齢者女性等の就業促進及び雇用継続を図るために、十五歳以上の者への雇用保険の適用拡大、雇用

第二十四条の二を削る。

範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該都道府県の知事が、同日において第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十九条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定により当該市町村の区域において全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 六十五歳以上に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とともに、失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される就業促進手当の引上げその他の就職促進給付の拡充を行うこと。

2 雇用保険の失業等給付に係る保険料率を千分の十二に引き下げるのこと。

3 都道府県知事が指定する業種等について、シルバーパートナーマッチングセンター等が行う有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業に関し、業務の範囲を拡張するとともに、地方公共団体は、高年齢者の就業機会確保に係る計画を、地域の関係者からなる協議会の協議を経て策定することができることとする。

4 妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付けること。

5 有期契約労働者に係る育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業の対象となる子の範囲を拡大すること。

6 介護休業を三回を上限として分割して取得できるようにするほか、介護休暇の一回未満

<p>の単位での取得を可能とし、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が当該対象家族を介護するために請求した場合は、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととするとともに、当分の間、介護休業給付の給付率を百分の六十七に引き上げること。</p> <p>7 この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年一月一日から施行すること。</p> <p>二 議案の可決理由</p> <p>少子高齢化が進展する中で高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、六十五歳以上の人への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充、シルバー人材センターの業務拡大、育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、介護休業給付の給付率の引上げ、妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。</p> <p>三 本案施行に要する経費</p> <p>本案施行に伴い、失業等給付に係る平成二十九年度一般会計予算の支出は約五十二億円増加する見込みである。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成二十八年三月十六日</p> <p>厚生労働委員長 渡辺 博道</p> <p>衆議院議長 大島 理森殿</p>	<p>介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案</p> <p>右の議案を提出する。</p> <p>平成二十八年三月一日</p> <p>提出者</p> <table border="0"> <tr> <td>中島 克仁</td> <td>山井 和則</td> <td>吉川 元</td> </tr> <tr> <td>高橋千鶴子</td> <td>山尾志桜里</td> <td>井坂 信彦</td> </tr> </table> <p>賛成者</p> <table border="0"> <tr> <td>初鹿 明博</td> <td>泉 健太</td> </tr> <tr> <td>安住 淳外百三名</td> <td></td> </tr> </table> <p>第二条 この法律において「介護・障害福祉事業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>第一項第一項に規定する基準該当通所支援を行う事業所の設置者</p> <p>第二号に規定する基準該当通所支援を行う事業所の設置者</p> <p>第三号に掲げる者ほか、これらの者に類する者として政令で定めるもの</p> <p>2 この法律において「介護・障害福祉従事者」とは、介護・障害福祉事業者等の従業者であつて専ら當該介護・障害福祉事業者等が行う介護保険法の保険給付に係る保健医療サービス又は福祉サービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通入所支援その他保健医療サービス又は福祉サービスのうち政令で定めるものに従事するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>第二章 介護・障害福祉従事者待遇改善助成金等の支給</p> <p>第三章 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための助成金(以下「介護・障害福祉従事者待遇改善助成金」といふ。)を支給する。</p>	中島 克仁	山井 和則	吉川 元	高橋千鶴子	山尾志桜里	井坂 信彦	初鹿 明博	泉 健太	安住 淳外百三名	
中島 克仁	山井 和則	吉川 元									
高橋千鶴子	山尾志桜里	井坂 信彦									
初鹿 明博	泉 健太										
安住 淳外百三名											

2 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給の要件、額、申請の方法その他介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項の政令を定めるに当たっては、加齢により心身の機能が低下した高齢者等が安心して暮らすことができ、並びに障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができ

る社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っていること並びに介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえるとともに、介護・障害福祉従事者が従事する業務の種類、介護・障害福祉事業者等における介護・障害福祉従事者の職責等に応じた処遇の体系、他の業種に属する事業に従事する者の平均的な賃金水準等を勘案し、かつ、第一項の申請に係る介護・障害福祉事業者等の負担に配慮するものとする。

(介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給)

第四条 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等(介護・障害福祉従事者処遇改善特別助成金の支給を受けている者を除く。第三項において同じ。)に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための助成金(次項及び次条第一項において「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」という。)を支給する。

2 介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給の要件、額、申請の方法その他介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給に関する必要な事項は、政令で定める。

3 前項の政令を定めるに当たっては、加齢により心身の機能が低下した高齢者等が安心して暮らすことができ、並びに障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができ

る社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っていること並びに介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえるとともに、介護・障害福祉事業者等の実情を勘案し、かつ、第一項の申請に係る介護・障害福祉事業者等の負担に配慮するものとする。

(介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支払に関する事務の委託等)

第五条 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び介護・障害福祉従事者処遇改善特別助成金(以下「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等」という。)の支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下この条において「連合会」という。)に委託することができる。

2 連合会は、国民健康保険法その他の法律の規定による業務のほか、前項の規定により都道府県知事から委託を受けて行う介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支払に関する業務を行

る。

第六条 偽りその他不正の手段により介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の区分)

第七条 国は、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する。

第三章 雜則

(報告等)

第八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、介護・障害福祉事業者等若しくは介護・障害福祉事業者等であつた者若しくは当該介護・障害福祉事業者等の従業者であつた者(以下この項において「介護・障害福祉事業者等であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰

の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等(介護・障害福祉従事者処遇改善特別助成金の支給を受けている者を除く。第三項において同じ。)に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための助成金(次項及び次条第一項において「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」という。)を支給する。

2 連合会は、国民健康保険法その他の法律の規定による業務のほか、前項の規定により都道府県知事から委託を受けて行う介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支払に関する業務を行

る。

3 介護保険法第二百七十七条、第二百七十八条及び

		2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。	
		(施行期日) 附 則	
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
(地方財政法の一部改正)		第三条 第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第八条に關する特別措置法(平成二十八年法律第二号)の事務	
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。		第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第八条に關する特別措置法(平成二十八年法律第二号)の事務	
第十一条第十三号の次に次の一号を加える。 (社会保険労務士法の一部改正)		第一項の規定により都道府県が処理することとされるべき社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担つてゐるにもかかわらず、その賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にある現状等に鑑み、介護・障害福祉従事者等に優れた人材を確保し、もつて高齢者等並びに障害者及び障害児に対する支援の水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。 1 この法律において「介護・障害福祉従事者」とは、介護・障害福祉事業者等の従業者であつて専ら当該介護・障害福祉事業者等が行う介護保険法の保険給付に係る保健医療サービス又は福祉サービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス等のうち政令で定めるものに従事するものとして政令で定めるものをいふこと。 2 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための助成金(以下「介護・障害福祉従事者等の賃金」という)を支給すること。 3 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者及びその他の介護・障害福祉事業者等の従業者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等(介護・障害福祉従事者処遇改善助成金(以下「介護・障害福祉従事者等の賃金」といふ)を支給すること。 4 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び	
第十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。 別表第一第二十号の十四の次に次の一号を加える。 二十の十四の二 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法(平成二十八年法律第二号)		本案施行に要する経費としては、平年度約千七百八十億円の見込みである。	
理由		本案施行に要する経費としては、平年度約千七百八十億円の見込みである。	
一 議案の目的及び要旨 特別措置法案(中島克仁君外八名提出)に関する報告書		本案施行に要する経費としては、平年度約千七百八十億円の見込みである。	
加齢により心身の機能が低下した高齢者等が安心して暮らすことができ、並びに障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる。		本案施行に要する経費としては、平年度約千七百八十億円の見込みである。	
4 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び		5 国は、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び介護・障害福祉従事者等の賃金に相当する額を都道府県に交付すること。 6 この法律は、介護・障害福祉従事者及び障害児に対する支援に係る制度について見直しが行われ、介護・障害福祉従事者に優れた人材の確保に支障がなくなったときは、廃止するものとする。	
5 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び介護・障害福祉従事者等の賃金に相当する額を都道府県に交付すること。		7 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 8 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。	
6 本案施行に要する経費としては、平年度約千七百八十億円が見込まれる。		9 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聽取 10 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して塙崎厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。 11 平成二十八年三月十六日 厚生労働委員長 渡辺 博道 衆議院議長 大島 理森殿	

官 報 (号 外)

平成二十八年三月十七日

衆議院会議録第十七号

七二

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
二東京一 独立行政法人 国立印刷局
五都港区五 行奇虎ノ門二 八四四五丁目
電話
03 (3587) 4294
定 価
一本一 部 三三〇円